

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会の趣旨

「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」について

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計103団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(80団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マステック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(7団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

行政関係機関

- 厚生労働省
 - 労働基準局労働保険徴収課
 - 職業安定局雇用保険課
 - 職業安定局建設・港湾対策室
 - 雇用環境・均等局勤労者生活課
 - 保険局保険課全国健康保険協会管理室
 - 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

(社会保険未加入対策推進協議会)

第1回：H24年 5月29日	社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
第2回：H24年10月31日	社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積りの取りまとめ など
第3回：H25年 9月26日	社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
第4回：H27年 1月19日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
第5回：H27年12月18日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
第6回：H28年 5月20日	目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など
第7回：H28年12月21日	加入徹底の確認や目標年次到来以降の継続実施の必要性の共有 など

(建設業社会保険推進連絡協議会)

第1回：H29年 5月 8日	平成29年度の取組方針の発表 など
第2回：H30年 1月15日	社会保険加入対策に関連する調査、今後の取組の方向性の提示 など

(建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会)

第1回：H30年 6月21日	社会保険加入徹底、CCUSの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建退共制度 等
第2回：R1年 5月15日	社会保険加入徹底、CCUSの普及促進、外国人材受入れ、建退共制度、協議会重点課題 等
第3回：R2年 2月18日	社会保険加入徹底、CCUSの普及促進、外国人材受入れ、建退共制度 など
第4回：R2年 6月15日	社会保険加入徹底、CCUSの普及促進、一人親方対策、協議会重点課題 など
第5回：R3年 3月19日	社会保険加入徹底、CCUSの普及促進、一人親方対策 など
第6回：R3年 6月16日	賃金上昇率2%実現に向けた取組、CCUSの普及促進、社会保険加入対策、協議会重点課題等

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業、公共及び民間の発注者その他建設業に関わる者が一体となって、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等に向けた取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUSの活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUSの活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関係する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
 - 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員とな

る。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 協議会の招集は、会長が行う。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。(平成29年5月8、平成30年6月21日、令和3年3月19日、令和3年12月20日一部改訂)



建設キャリアアップシステムの推進など 処遇改善の取組について

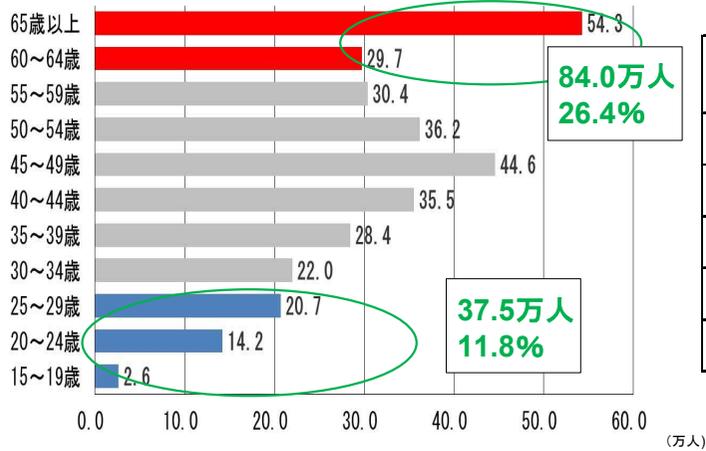
- 建設キャリアアップシステムは、技能者の技能や経験に応じた適切な処遇改善につなげる仕組み。「建設業界共通の制度インフラ」を目指し、事業者や技能者の登録や利用は着実に増加している。
- 建設キャリアアップシステムの利用を技能者の処遇改善や業界全体のメリットにつなげていくため、元請・下請・民間発注者を含めた発注者等、幅広い関係者が一体となって取り組むことが不可欠。

本日の説明のポイント

- ◎ 個々の現場で技能者がシステムを利用できるよう、元請によるカードリーダーの設置や施工体制登録に関係者が連携して取り組むことが必要。（国交省においては、引き続き、公共工事におけるモデル工事等のインセンティブの導入や経営事項審査での加点評価を推進）
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた処遇に向けた環境づくりとして、社会保険未加入対策に加え、標準見積書の活用による労務費・法定福利費の見積り尊重や建退共制度の適正履行、さらにはCCUSの能力評価を手当に反映する企業単位の取組の水平展開に力を入れて取り組む。
- ◎ 各専門工事業団体における能力評価制度の引き続きの適切な運用に加え、施工能力の見える化評価制度の積極的な導入に向けて連携して取り組むとともに、今後は、都道府県レベルの元請・下請専門工事業との連携や意見交換を通じてさらなる普及に努める。
- ◎ 民間発注者や元請事業者において、業者選定の際の建設キャリアアップシステムや見える化評価の積極的な活用がなされるよう連携して取り組むとともに、建退共制度の適切な運用についてもご理解とご協力をお願い。

60歳以上の高齢者(84.0万人、26.4%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R1年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

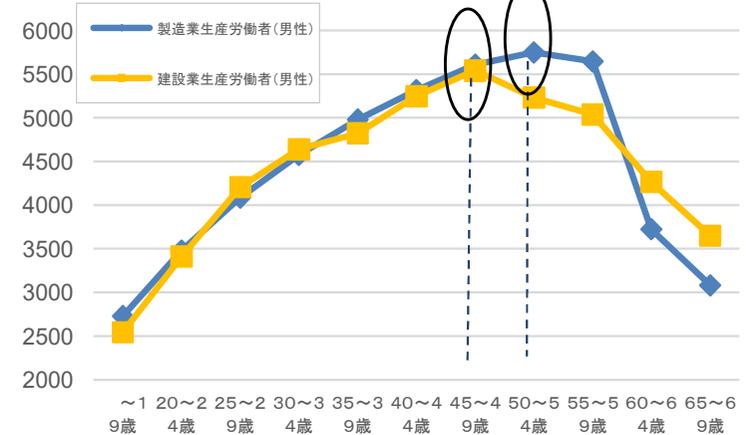
	2012年 (単位:千円)	2019年 (単位:千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,623.9	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,729.9	18.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,786.9	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,587.8	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8	5,609.7	5.9%

約3%の差 (建設業男性全労働者 vs 製造業男性全労働者)

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

(単位:千円) 年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

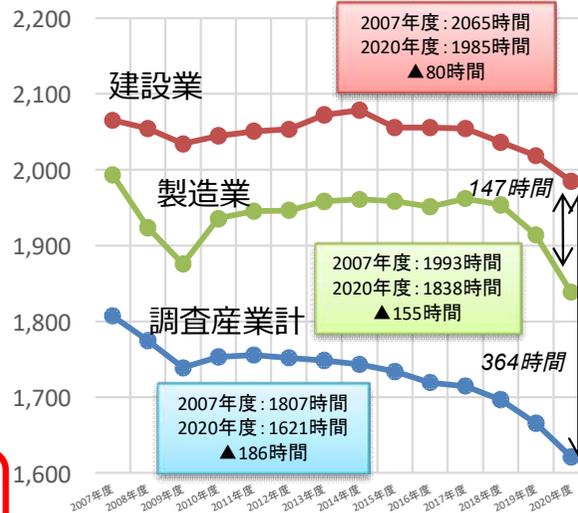
企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%

出典: 公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。

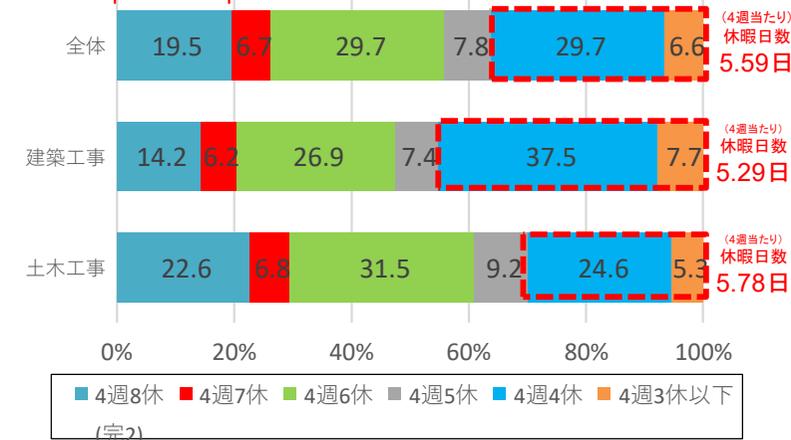
(時間) 年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



(完2)

※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

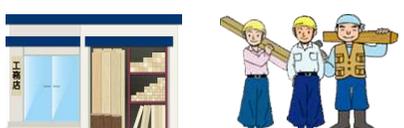
出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



- 【事業者情報】
 - ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
 - ・現場名
 - ・工事の内容
 - ・施工体制 等
- 【技能者情報】
 - ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り

技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



レベル1 初級技能者 (見習い)

レベル2 中堅技能者 (一人前)

レベル3 職長レベル

レベル4 高度 マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

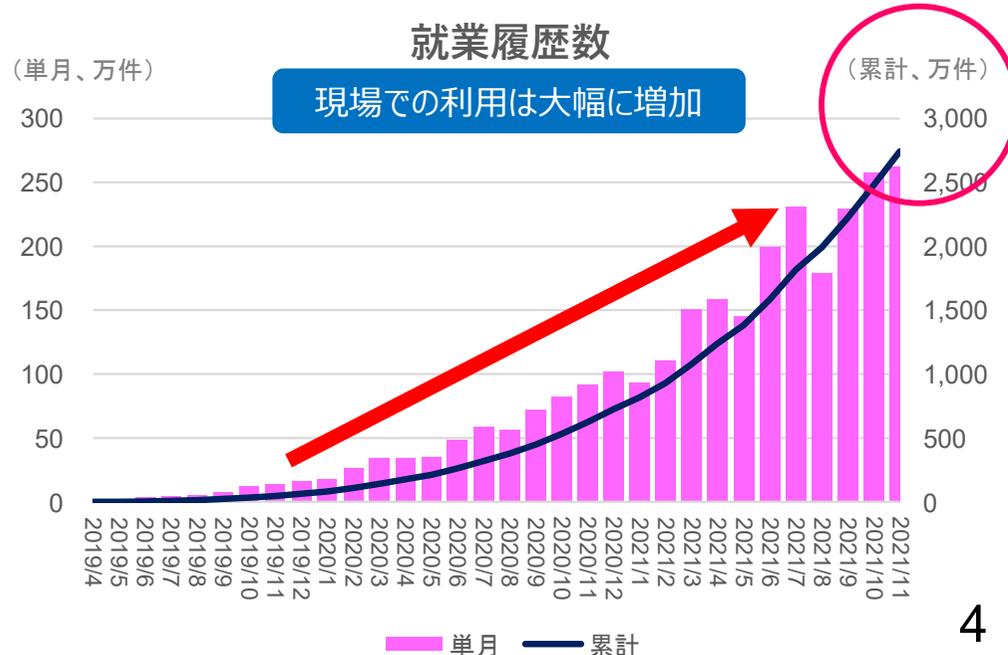
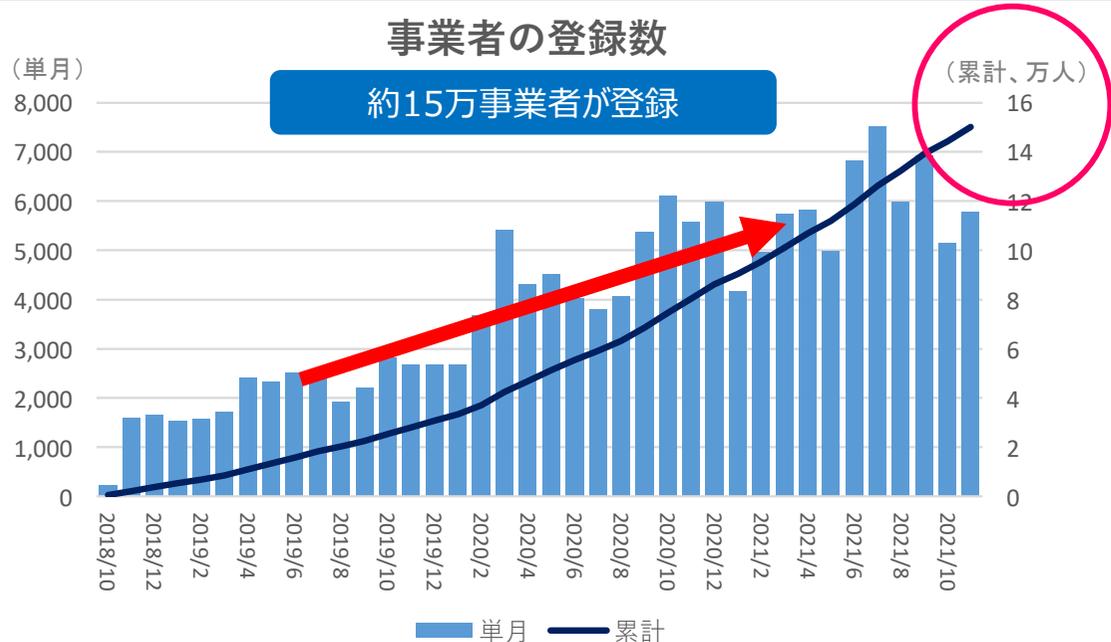
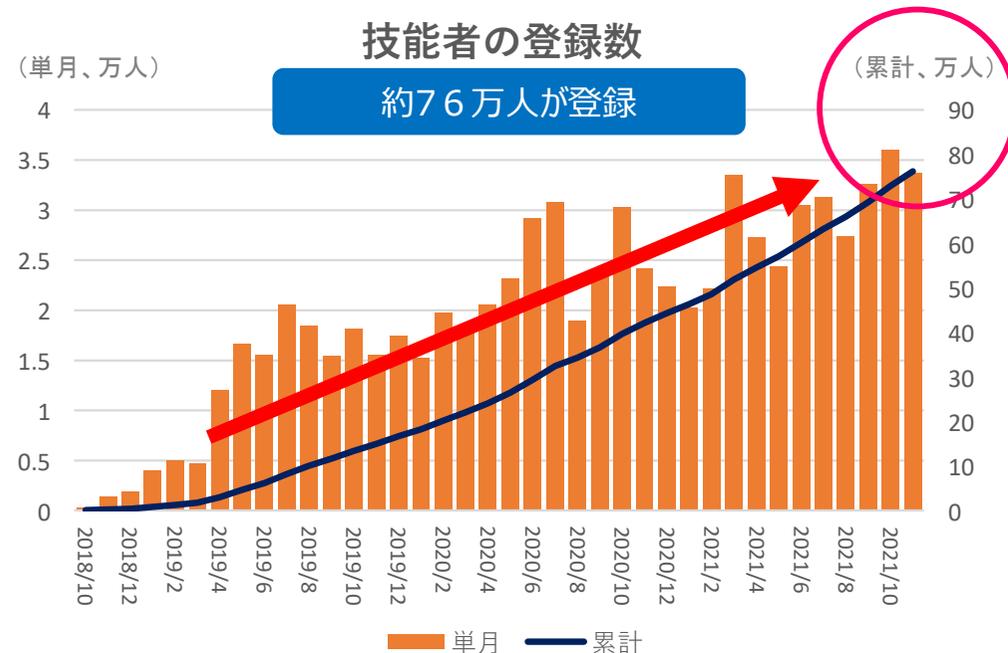
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要 3

- **技能者は約76万人が登録済み**
（年度内に80万人を超えるペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準へ）
- **現場での利用数※は大幅に増加**
（※就業履歴数。直近で月・約260万回（令和3年11月実績））
- **事業者の登録は約15万事業者※が登録**
（※うち一人親方は約4万事業者）

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	762,199人	3,180,000人	150,101社	200,279社

(注) (参考)技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
(参考)工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より国土交通省推計。



○建設市場全体でみると、元請完工高の約6割を担う企業がCCUSに登録済み。
 (特に、総合建設業団体会員企業では、約4分の3の市場規模を担う事業者が事業者登録済み。)

総合建設業団体会員企業

(日建連・全建・全中建^注) 完工高計 29.4兆円

元請完工高
300億以上

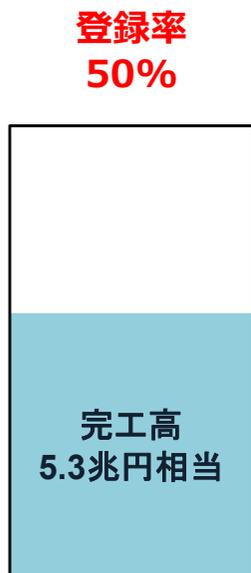
完工高計 16.5兆円
企業数 98社
登録済 90社

元請完工高
10~300億未満

完工高計 9.2兆円
企業数 2,688社
登録済 1,355社

元請完工高
10億未満

完工高計 3.7兆円
企業数 15,316社
登録済 3,356社



設備・ハウスメーカー等

(経審受審企業) 完工高計 31.6兆円

元請完工高
300億以上

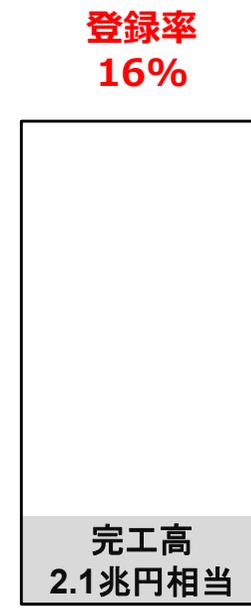
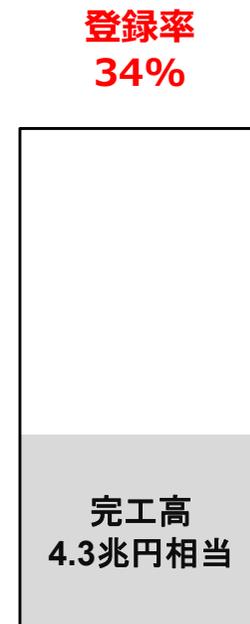
完工高計 11.2兆円
企業数 110社
登録済 72社

元請完工高
10~300億未満

完工高計 10.0兆円
企業数 2,963社
登録済 1,018社

元請完工高
10億未満

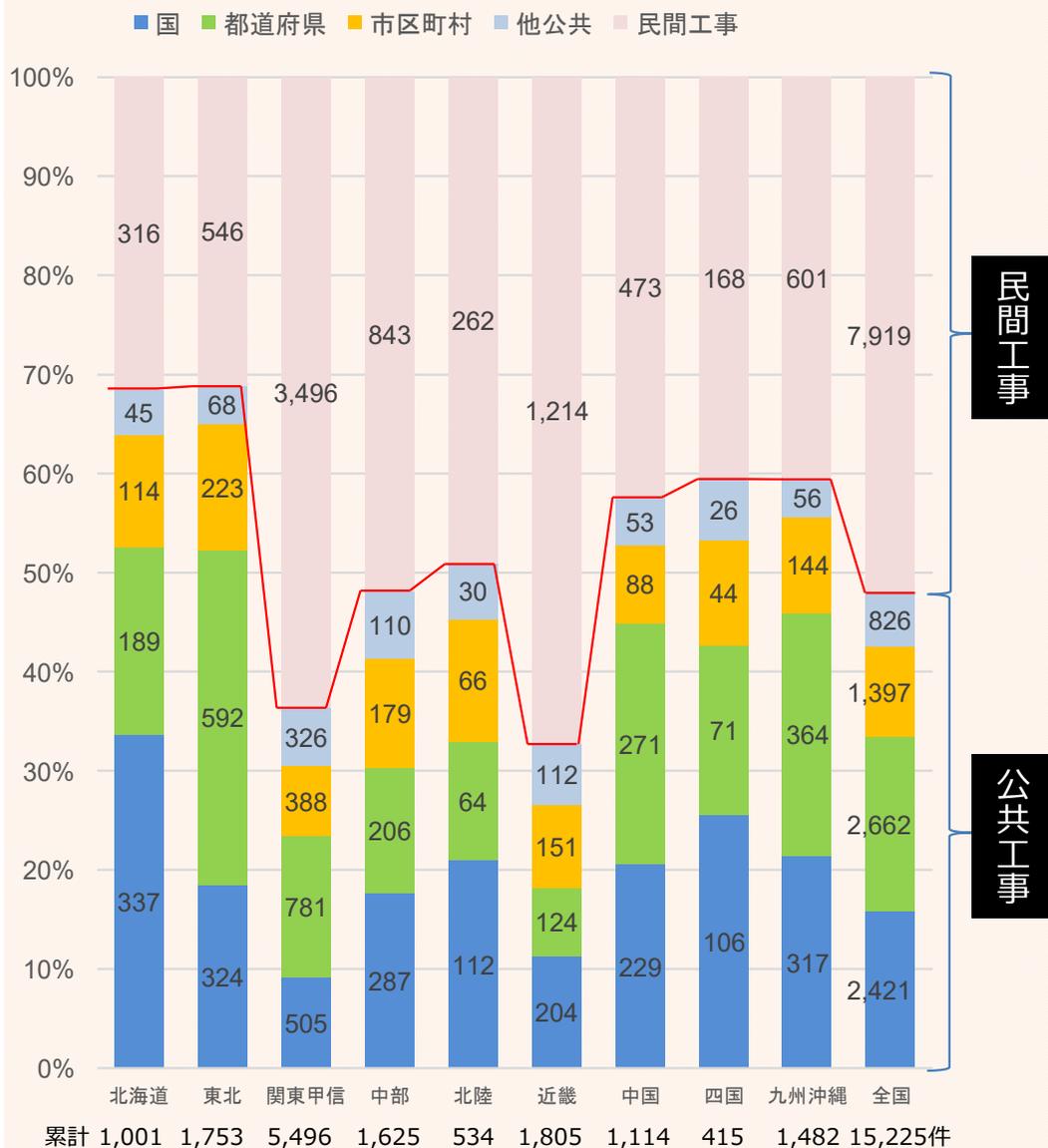
完工高計 9.8兆円
企業数 116,409社
登録済 18,867社



*経審受審企業を集計。
 全中建会員企業のうちR2.12のアンケート回答先661社について、登録率は23.4%。同団体は完工高の集計に含まれていない。

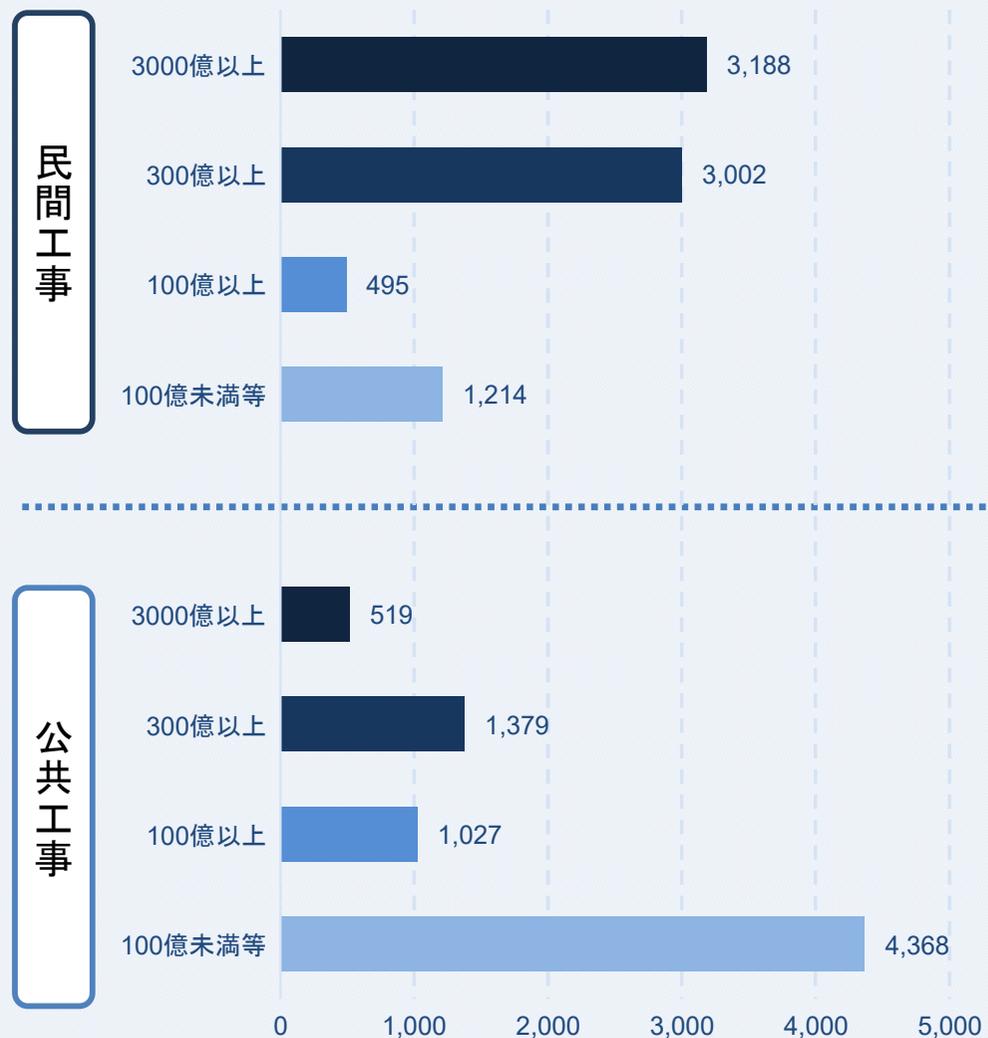
経審：R3.3末現在、CCUS：R3.8末現在のデータより
 国土交通省調べ

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

（参考）建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、3,610現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2021年11月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先）も含まれている。
- ※ 地方区分は地方整備局に準じた。

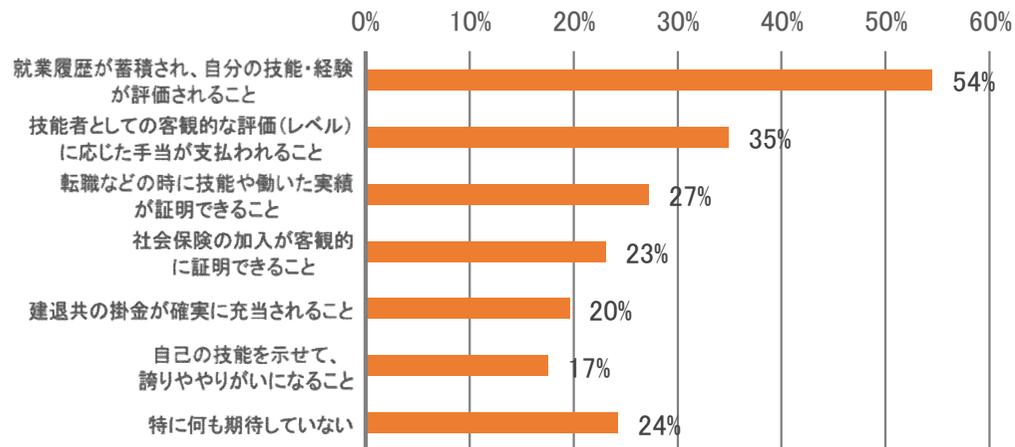
技能者アンケートについて

□ アンケート期間2021年10月1日～11月5日。**34,878人の技能者が回答**

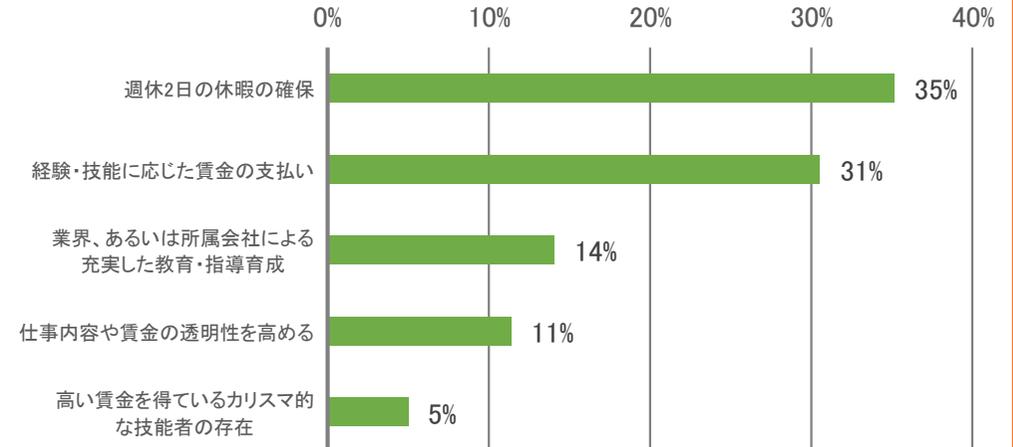
- CCUSが実現を目指している技能者の技能・経験の客観的評価とそれに応じた処遇に対する期待が大きい
- 週休2日の確保を求める声が多く、若い技能者を確保するためには、賃金だけでなく、休暇も重要
- 就業履歴を蓄積したことがない方が4割であり、登録のサポートをはじめ利用拡大に向けた環境整備が課題

アンケート結果概要

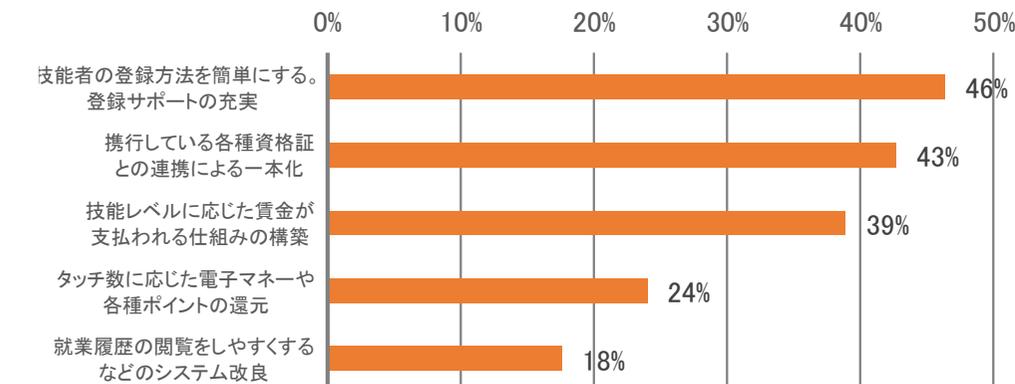
Q. CCUSに登録するメリットとして期待すること[複数回答]



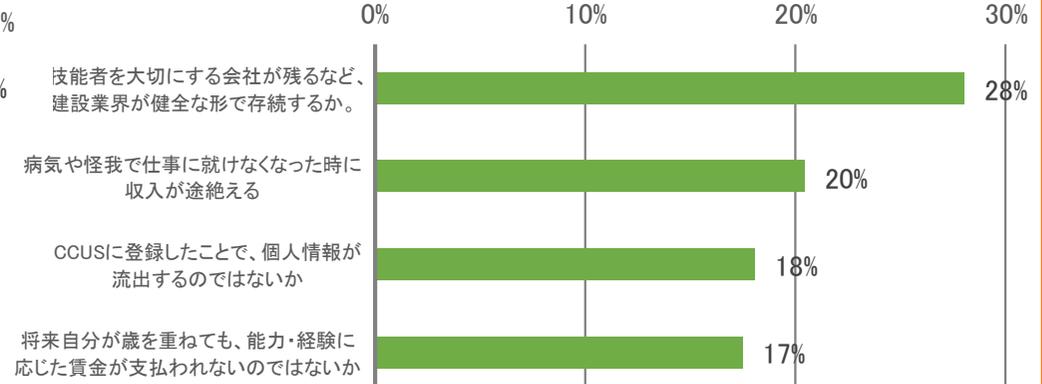
Q. 若い技能者を増やしていくために必要なこと



Q. さらに技能者のメリットを増やすために期待する取組[複数回答]

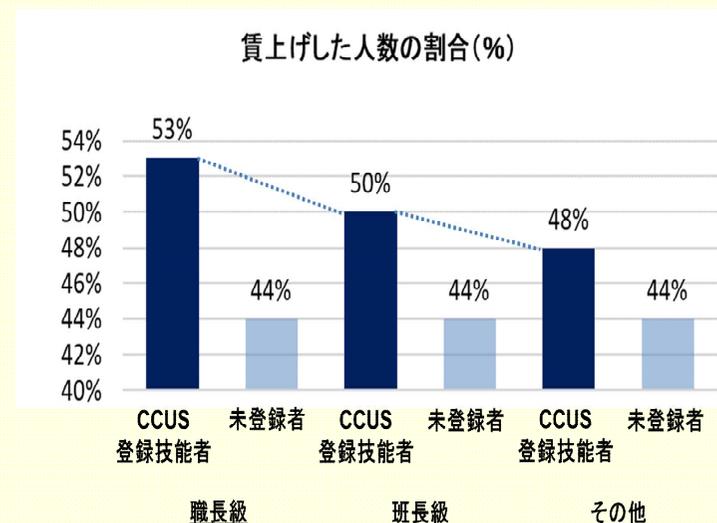


Q. 建設業やCCUSに関して不安に感じていること



労務費調査におけるCCUS登録技能者の状況

- CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より11.2%高い
- CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者より4%高い
- CCUS登録技能者は未登録者より賃上げが進む
(賃上げした人数の割合(%))



建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

- ◎ CCUS情報発信・理解促進
・CCUSサテライト説明会
・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 登録のサポート体制
・認定登録機関 等

- ◎ 現場ニーズに応じたツール多様化
(携帯電話やスマホ顔認証)
- ◎ 各種資格情報の効率的な確認
- ◎ 現場管理の効率化・安全書類等とのデータ連携

- ◎ 週休2日の推進への活用
(公共発注者による利活用)
- ◎ カードタッチ等のポイント還元
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携

「技能者の処遇改善」

(技能者の賃金上昇が労務単価の上昇として反映)

「明確なキャリアパス」

「人材を雇用する企業が伸びる環境」

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

- ◎ 求人・求職活動との連携
- ◎ 公共工事における企業評価
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

- ◎ 公共工事における企業評価
(総合評価やモデル工事での加点)
- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 外国人就労現場における利用推進

- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた
手当て支給の促進
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 建設人材育成企業の顕彰
- ◎ 賃金改善に係る助成金制度

- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
・標準見積書の活用による労務費等の見積り
(技能者の技能・地位に応じた見積りの促進)
- ・元請による見積り尊重と請負価額の適正

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国土省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

公共工事発注者によるインセンティブ措置の導入

- ◎ 国の直轄工事のほか、都道府県や独法等でモデル工事や総合評価の加点措置の導入が広がり
- ◎ 今後さらに地方公共団体等を中心に取組を加速化

【都道府県や市町村に対する普及促進の体制】

- 都道府県や政令市には、ブロック別CCUS連絡会議で情報共有し活用を促進
- 市町村に対しては都道府県公契連を通じて働きかけ



経営事項審査での加点評価

- ◎ 現行の加点評価に加えて、新たに、元請としてのCCUSの取組状況を経営事項審査において評価することを検討

【現行の経営事項審査における加点評価】

- 建設キャリアアップシステムにおいてレベル4・3と判定された者の数に応じて評点を付与 (Z1)
- 建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評点を付与 (W10)

現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎ 小規模現場におけるスマホや携帯電話での就業履歴の蓄積 (カードリーダーやタッチを不要)



ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能



カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

現場管理の効率化・安全書類や建退共等とのデータ連携

現場管理の効率化

(注意) 個々の工事現場の情報のみ閲覧可
(他のゼネコン等の下請の専門工事業者等の技能者情報は閲覧できない)

- ① 施工体制に登録された事業者・技能者の情報 ⇒元請で確認が可能
・当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「社保加入」「資格保有」情報
- ② 技能者の就業履歴、出面確認、建退共積立情報 ⇒元請・下請で相互確認が可能
・技能者の0日ごとの就業履歴、就業内容 (職種・立場・作業内容等)、建退共充当日数 (月別カレンダー)

安全書類等へのデータ連携

- ◎ 施工体制台帳、再下請負通知書(変更届)、作業員名簿へデータ連携可能(自動反映)
(工事名・発注者名・下請事業者名、社会保険等の加入状況など)
※エクセル表で出力できるため、自動反映される情報以外を手入力で作業することで作業負担が軽減

建退共事務の効率化

※令和4年度早期にも『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定

- ◎ 建退共の電子申請方式の導入に伴いCCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用

『ブロック別CCUS連絡会議』の開催

(全国8ブロックで開催)

各ブロックにおけるCCUSの活用・取組状況を踏まえ、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施
(日建連・各都道府県建設業協会・全中建等が参加)

<第1回連絡会議の開催状況>

- ①9/27 近畿ブロック、②9/28 関東ブロック、③10/1 中部ブロック
- ④10/22 北陸ブロック、⑤10/27 北海道・東北ブロック
- ⑥10/27 四国ブロック ⑦11/24 九州・沖縄ブロックで開催。
- ⑧中国ブロックは12/20開催予定

議事

各機関のインセンティブ措置導入済み事例、検討中事項、各団体の取組状況等について説明・意見交換。

近畿ブロック



今後の方針

- 現場見学会の開催(10月～2月)
- 第2回連絡会議(令和4年2月目途)
 - ・第1回連絡会・現場見学会等で出された意見・論点の整理
 - ・新たなCCUSモデルとなる現場事例の共有
 - ・各都道府県における今後の取組方針 等

都道府県公契連を通じた市町村への働きかけ

(原則すべての都道府県で開催)

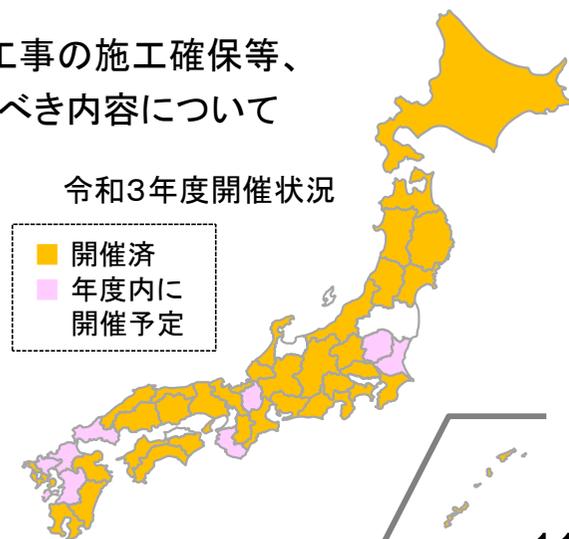
都道府県公契連を通じて、各都道府県の市区町村の契約担当課長等に対して直接に働きかけ
(今年度すでに34都道府県で開催済み) ※11/30時点

※国・都道府県・市区町村一体となった入札契約の適正化の推進、特に市区町村における入札契約の改善の取組を一層進めるため、令和2年度より、国交省も参加・直接の働きかけを行う取組を強化。

内容

- 入札契約の改善に関する各都道府県の取組状況について、国交省本省より説明
- CCUSの活用推進、公共工事の施工確保等、発注者が連携して対応すべき内容について適切な対応を働きかけ

令和3年度開催状況



都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**24都府県で実施予定**（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**26県が企業評価の導入を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和3年11月24日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎	兵庫県	●	◎(予定) ○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		●(予定)	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		●(予定)
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●○	宮崎県	●	●◎○
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●			

(令和3年11月24日 現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R4年度までに評価導入予定
- 今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (令和3年11月24日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点: 岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- △ 検討中

※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめでの集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限って、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一時的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する(②とセット)

技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくり (技能者の技能・地位に応じた労務費見積りと尊重)

- ◎ 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進
- ◎ 各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

【下請企業への要請】

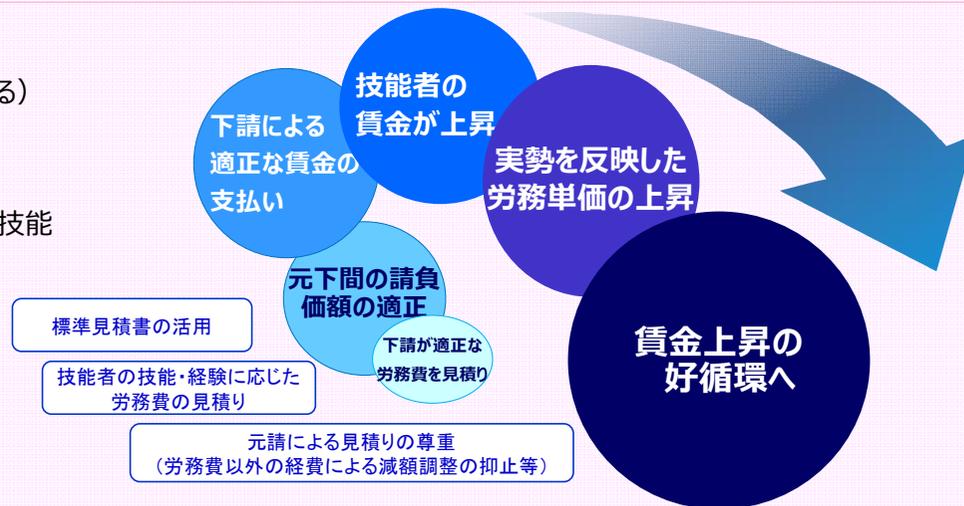
- ・労務費や法定福利費の内訳明示等 (想定人工の積上げによる積算と明示に努める)
- ・可能な場合は技能者の地位や能力に応じた積算を具体的に示す

【元請企業への要請】

- ・法定福利費及び労務費の見積り尊重 (想定人工の積上げによる積算や技能者の技能等に応じた見積りは特に尊重)、その他経費による減額調整の抑止

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円



技能者としての客観的な評価に応じた手当支給 (CCUSの能力評価等を反映した手当の支給)

◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施 (レベル2 : 500円、レベル3 : 1,000円、レベル4 : 2,000円 (特に模範となる方 : 3,000円)) 【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化 (CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて検討中) 【奥村組】
- 上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ (年度未までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す) (さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定) 【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とした 【鹿島建設】
- 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている 【東洋建設】
- 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加 (独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした) (※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力が会社が個人ベースで目標達成した場合、協力的に労務費を5~10%割増補正して支払い) 【五洋建設】
- 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4 (ゴールド) の保有者から選定し、日額3,000円を支給 【清水建設】
- 従来職長手当におけるCCUS登録の義務化 【大林組】
- 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ 【大林道路】

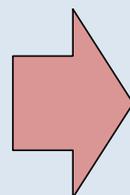
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

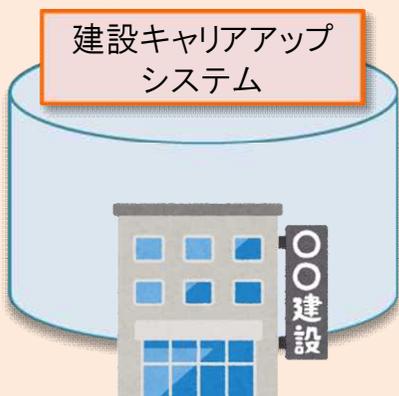


(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価の申請者】 専門工事企業

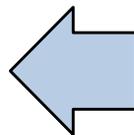
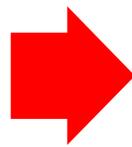
建設キャリアアップシステム



◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

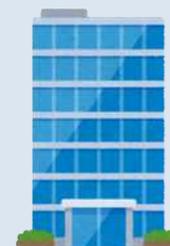
施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

見える化評価の申請



評価結果通知

【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表

専門工事業団体
(評価実施機関)



建設技能者の能力評価制度



初級技能者
(見習い)

中堅技能者
(一人前の技能者)

職長として現場に従事できる技能者

高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）



- ◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
- ◎ 評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

【専門工事業者からの声】

- 『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）
- 『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）
- 『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）
- 『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

- 『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
- 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
- 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
- 『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
- 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

PR

選択・評価

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
- 【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



連携が可能に

PR

選択・評価

エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



CCUSの推進体制について

システム
運営

制度に関する情報発信・共有、普及促進

運営協議会

地方の
公共工事



都道府県
レベルの
普及促進

ブロック別CCUS連絡会議

- 地方公共団体の発注工事における普及促進
- 地元の元請建設企業等との情報共有や利用促進

CCUS評価制度懇談会（仮称）

- 主要な専門工事業団体との定期的な対話・意見交換
- 能力評価の普及促進に向けた取組
- 見える化評価の普及促進に向けた取組

⇒ 能力評価に関する制度の変更等については能力評価協議会を通じて執行

地域の専門工事業との対話・連携
(都道府県CCUS官民連絡協議会) (仮称)

- 都道府県レベルの専門工事業団体との情報共有や意見交換、普及促進

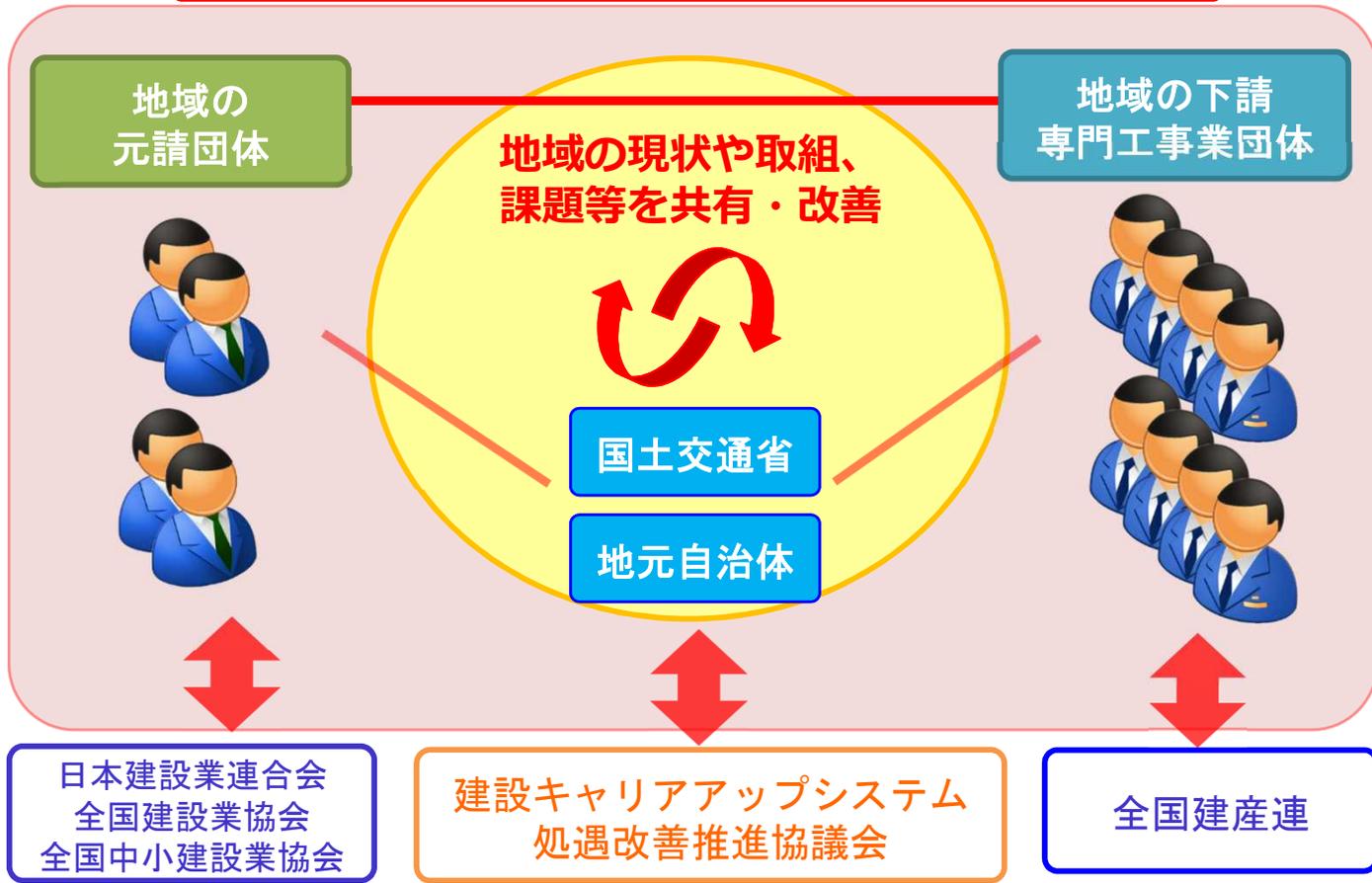
※都道府県の元請建設業団体の理解も踏まえつつ、各都道府県建産連等と連携
(今年度はまず10県程度で設置予定)

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

※建設業4団体のほか、能力評価実施団体や民間発注者等を含め建設業界全体として推進する体制

- CCUSの普及・定着を図る観点からは、地域の実情を踏まえながら、都道府県ごとに元請企業や下請専門工事業との連携と意見交換等を通じた取組の促進が重要
- このため、地元業界の理解のある都道府県を中心に、都道府県建産連などと連携し、各都道府県の元請企業や下請専門工事業との対話・意見交換等のネットワークづくりを進める ※令和3年度まずは約10都道府県の設置を目指す

都道府県レベルのCCUSの普及・定着



[主な構成員]

- 国土交通省(建設市場整備課等)
- 建産連などの主な専門工事業団体等
- 地元都道府県・政令市

[主な取組]

- CCUSに関する情報共有や意見交換
- 会員企業への説明会開催(適宜)等

【参考】
 全建・地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト参加協会
 秋田・宮城・福島・栃木・群馬・埼玉・東京・山梨・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・石川・富山・福井・京都・大阪・和歌山・兵庫・奈良・岡山・島根・山口・徳島・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

[担当]

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室／建設キャリアアップシステム推進室

建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見直しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国土省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

- | | | |
|--|--|---|
| <p>CCUSの概要 ▶</p> <p>○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します</p> | <p>建設業振興基金CCUSサイト ▶
<small>※(外部サイト)</small></p> <p>○システムへの登録や利用に関する情報</p> | <p>建設業で働くやりがい・魅力 ▶
<small>(関連リンク集)</small></p> <p>○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です</p> |
| <p>労務費等につなげる取組 ▶</p> <p>○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します</p> | <p>建退共との連携 ▶</p> <p>○建退共の電子申請方式等との連携を進めています</p> | <p>公共工事でのインセンティブ ▶</p> <p>○直轄工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています</p> |
| <p>技能者の方の能力評価制度 ▶</p> <p>○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>施工能力等の見える化 ▶</p> <p>○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>各種施策連携・支援策 ▶</p> <p>○ハローワークや、各種助成制度、他の施策との連携を推進しています</p> |
| <p>現場利用の手引き ▶</p> <p>○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>下請事業者向け手引き ▶</p> <p>○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>技能者向け手引き ▶</p> <p>○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> |
| <p>CCUS登録事業者検索 ▶
<small>※建設業振興基金へ(外部)</small></p> <p>○登録済事業者が検索できます</p> | <p>推進体制 ▶</p> <p>○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています</p> | <p>関係資料 ▶</p> <p>○制度全般に関する通知や関連資料などをご紹介します</p> |

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について

建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保・育成を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、平成25年5月に「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）を発出し、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示等について各専門工事業団体及び総合工事業団体における取組等を要請するとともに、平成29年7月には、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が発注者に提出する請負代金内訳書において法定福利費の明示をする規定を設けるなど、法定福利費の適切な支払いと社会保険等の未加入対策を着実に推進してきたところであります。

こうした社会保険等の加入促進に係る取組に加え、公共工事設計労務単価の平成25年度以降9年連続となる引上げ改訂を通じて、建設技能者の賃金についても着実に改善が図られつつあるところですが、依然として、建設業に従事する建設技能者の賃金は製造業等には及ばない状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響がある中で、昨年度実施した公共事業労務費調査において一部の職種や地域の単価が前年を下回るなど、建設技能者の労務費を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。建設業における担い手の確保・育成のためには、賃金の引上げが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが必要であり、発注者、元請事業者、下請事業者それぞれの関係者が連携して取り組むことが重要です。本年3月に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、すべての関係者が可能な取組を進めることを確認したところであり、適切な労務費の確保に向けてより一層の取組を進めていくことが重要です。

加えて、建設技能者の地位や技能に応じた処遇改善を図り、建設業における担い手の確保・育成と、建設技能者を雇用・育成する企業が伸びていける建設業を目指して、平成31年4月から建設キャリアアップシステムの本格運用を開始し、官民一体となってその普

及と利用促進に取り組んでいるところであり、今後は、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて、建設技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りと支払いがなされる環境整備を着実に進めることが重要となっております。

こうした労務費や法定福利費を取り巻く情勢のなかで、社会保険等に係る法定福利費は労務費に一定の保険料率を乗じて算出されるものであり、法定福利費は労務費の支払い確保と一体的に推進されるべきものであることから、専門工事業団体及び総合工事業団体におかれましては、標準見積書の活用等による労務費と法定福利費の確保が図られるよう、下記の取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

記

1. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、団体における標準見積書等の位置づけの明確化や標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ、標準見積書等における法定福利費の内訳明示の推進に取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

(1) 下請企業の標準見積書等による内訳明示と見積提出の促進

各専門工事業団体においては、傘下の会員企業等に対し、引き続き、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を進め、適正な法定福利費の確保を求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけを行うこと。

また、標準見積書において労務費の総額の明示や、その根拠となる想定人工の積上げによる積算等が示されている場合においては、法定福利費の内訳明示に加え、各業種の実情に応じて労務費の総額や、可能な場合にはその積算等についても示すよう努める旨、傘下の会員企業等に対して周知されたい。

さらに、標準見積書において想定人工の積上げによる労務費の積算等を採用している場合においては、各業種の実情に応じ、建設技能者の地位や技能を踏まえた積算についても、別紙1（例2など）を適宜参照のうえ取組の推進に努められたい。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

① 労務費及び法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じて、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法が基本であるが、労務費の計算については、建設業法第20条第1項の規定において、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、想定人工の積上げによって算出する方法によることとすることが望ましい。現在すでに一定の専門工事業団体においては標準見積書において想定人工の積上げにより労務費を算出する方法を採用し、かつ、労務費の総額と積算の内訳を明示することとされているところであり、他の専門工事業団体においてはこれらを参考に各業種の実情に応じて標準見積書のブラッシュアップに努められたい。

② 労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映

今後、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据え、必要な労務費の支払い確保の観点から、建設技能者の地位や技能を反映して労務費を具体的に見積り請求することが望まれる。このため、専門工事業団体が策定する標準見積書において労務費の見積りについて想定人工の積上げによる方法を採用する場合において、各業種の実情に応じて可能なときは事業者が建設技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことができるよう、別紙1の例2などを参照して標準見積書のブラッシュアップに適宜努めていただきたい。

さらに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて建設技能者のレベル別の想定人工の積上げによる方法について別紙1の例3を適宜参考にされたい。

③ 法定福利費と労務費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費・労務費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費・労務費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費・労務費を簡便に算出する方法を採る場合には、下請企業は年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費・労務費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際にはその内容を合理的に説明することが求められる。ただし、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められることは困難であることに留意されたい。

2. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体（会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。）におかれては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、発注者への対応や見積書を提出する環境づくりに取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

（1）元請企業から下請企業への見積書の提出促進

総合工事業団体は、会員企業が元請企業となる場合には、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の作成・提出を、下請企業に対して促すよう、会員企業に対する働きかけに努められたい。

（2）見積書を提出した下請企業の見積りの尊重

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費や労務費総額については、見積書を提出しない下請企業のものとは別に、見積書を尊重した取扱いを行うよう求めること。

必要な労務費等の支払い確保の観点から、想定人工の積上げによる積算が明示され、建設技能者の地位や能力を踏まえた見積りが明示されている場合は、特にその見積りの尊重に努め、適切に請負代金に反映するよう努める旨についても、あわせて会員企業に対して周知されたい。

（3）労務費その他の費用の減額の懸念への対応

下請企業による労務費の総額の内訳や積算の明示は、下請企業として必要な労務費等の適切な支払い確保の観点からなされるものである。しかしながら、法定福利費や労務費を確保する代わりにその他の費用を引き下げて請負代金総額で調整するといった懸念が依然として専門工事業者に根強い状況にあるため、この懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な法定福利費と労務費その他の費用が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

（4）定型書式の対応

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、会員企業が下

請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、当該定型書式に当該欄を追加することや、別添による添付を奨励することなど、下請企業が活用する標準見積書との整合が図られるよう、機会をとらえて働きかけを行うこと。

(5) 法定福利費の内訳明示の徹底

元請企業は、建設工事標準請負契約約款において、発注者に対して提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳明示することが義務付けられているところであり、引き続き、当該内訳明示の徹底を図られたい。

なお、今般、地方公共団体の発注者に対して、法定福利費の確保の実効性が図られるよう、別途、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付総行第419号、国不入企第33号）を發出し（参考資料2を参照）、公共発注者による確認等を要請しているので留意されたい。

(6) 建設業法第19条の3等に係る留意事項

下請企業の見積書に法定福利費や労務費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず法定福利費や労務費を一方的に削減することはもとより、法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となることは、その結果として「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので留意すること。

また、専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について想定人工の積上げによる方式を標準としている場合や、建設技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げること（下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと）等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げにより契約が行われ、その結果として請負金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合にも同様に、建設業法第19条の3に違反するおそれがあるので留意すること。

なお、上記に該当しない場合であっても、見積り依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経ずに、元請企業が合理的根拠がない請負金額を一方的に決定する等の行為は建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）、第20条（建設工事の見積り等）を没却するものであり、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

3. その他

(1) 関係者への周知啓発

各建設業者団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、引き続き、団体による説明会や団体ホームページへの掲載、元請企業本社から社内・現場関係者への説明、協力会組織を活用した説明等をはじめ、様々な機会をとらえて、標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保に向けた関係者への周知啓発を図るようお願いします。

(2) 労務費及び法定福利費の確保等の処遇改善に関する新たな推進体制

これまで、社会保険加入の徹底等については、社会保険未加入対策推進協議会（平成29年に建設業社会保険推進連絡協議会に改組、また、平成30年に建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に改組）において、総合工事業団体、専門工事業団体、建設労働者、行政等の関係者一体のもとで取組の推進が図られたところではありますが、今後は、建設キャリアアップシステムの一層の普及を見据え、これを建設業共通のインフラとして、社会保険加入のみならず、労務費や法定福利費の確保、建設業退職金共済制度の適正履行など、建設技能者の処遇改善を官民一体となって推進する観点から、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」に発展的に改組し、建設業団体等による一層の取組を推進することとしています。標準見積書の活用等による法定福利費や労務費の確保に係る取組についても、課題や情報を適宜集約し、当協議会のもとで着実な推進を図ることとしていますので、ご協力をいただくよう、よろしく申し上げます。

以上

想定人工の積上げによる労務費の積算方法の例

【例 1】 労務費の積算に関する基本的方法

100 m²当たり

〇〇工	歩掛	単価	労務費
〇〇工	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
総額			〇〇円

※例 1 は、現行の標準見積書の作成に当たって、基本的な方法として示されているものであり、専門工事業団体のうち、労務费率等を用いる方法を採用している団体においては、各業種の実態に応じて、改めて標準見積書のブラッシュアップについて検討を行うことが望ましい。

【例 2】 建設技能者の地位や技能を反映する方法

100 m²当たり

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 <small>(CCUSレベル3・4相当)</small>	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
一般作業員等 <small>(CCUSレベル1・2相当)</small>	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
総額			〇〇円

※必要な労務費等の支払確保を図る観点からは、各業種の実情に応じて可能な場合においては、例 2 のとおり、職長や一般作業員等、建設技能者の一定の地位や技能に応じて労務費を見積り、その内訳を示すよう努めることが望ましい。なお、その際、基本的には、職長は建設キャリアアップシステムのレベル 3 又はレベル 4 に相当し、一般作業員等は建設キャリアアップシステムの能力評価のレベル 1 又は 2 に相当することが想定されるので参考にされたい。

【例 3】 建設技能者の地位や技能を反映する方法②

100 m²当たり

〇〇工	歩掛	単価	労務費
レベル 4 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
レベル 3 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
レベル 2 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
レベル 1 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
総額			〇〇円

※建設キャリアアップシステムのレベル相当別の内訳を明示する方法について適宜参考にされたい。

(注) なお、例 1～3 とともに、見積書作成時点での労務費の内訳であり、実際の内訳は工事中の諸条件で変動することに留意する。

「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」

(平成25年5月10日付国土建労第7号)(抜粋)

2. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 団体における標準見積書等の位置付けの明確化

各専門工事業団体では、各団体が作成した標準見積書及び作成手順書について、本通知を踏まえ、1に記載した標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示の意義と標準見積書等の位置付けを冒頭に明記し、改めて団体としての考え方を明確にする。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

1) 算定に当たり用いる保険料率の統一

法定福利費を内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料(法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。)、厚生年金保険料(法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。)及び雇用保険料を対象とする。具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

2) 計算手順の明確化

標準見積書及び作成手順書では、法定福利費の具体的な計算手順が関係者に理解されるようにすることが必要であることから、具体的な金額の記載ではなく、各欄に記号を振って、各欄の演算関係を示す形で提示する。具体的な金額を記載している場合には、具体的な金額の記載によらずに、各欄の記号により示すように修正する。

3) 歩掛等の根拠の明確化

専門工事業団体の作成する作成手順書における計算に当たって用いる歩掛等については、関係者に理解されるように公正・妥当な客観データを用い、数値の根拠や出典を明記する。業界団体調査による数値を用いる場合は、平均値だけでなく客観的な統計処理をした高低の分布や動向等の全体像も記載する。現在の案の中で歩掛等の根拠・出典が不明確なもの、特定個社や業界団体調査による数値を用いているものについては、算定に用いる数値の根拠や出典を明記するとともに、特定個社の数値ではなく、公正・妥当な客観データを用いたものに改める。

4) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法を基本とする。

5) 法定福利費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を採る場合には、年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするるとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。但し、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められない。

6) 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。

施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

7) 法定福利費内訳明示額に係る消費税の取扱い

請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱うこととする。

8) 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方(労働者とみなされる場合を除く)など、当該工事における法定福利費(事業主負担分)を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。

適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあっては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費(事業主負担分)の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

なお、元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

(3) 標準見積書等による内訳明示の推進

1) 下請企業の見積提出促進

各専門工事業団体は、傘下の会員企業等に対し、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、適正な法定福利費の確保を図ることを求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけることとする。

2) 下請企業の経理の明確化

標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書を作成・提出するためには、下請企業において自社の見積の算定根拠を説明できるよう経理を明確化することが望まれることから、各専門工事業団体は会員企業を通じて経理の明確化に向けた取組を呼びかける。

3) 各団体の周知状況・使用開始時期の目途共有

各専門工事業団体は、標準見積書の活用に向けた団体による説明会等を通じた周知の状況や団体としての標準見積書の使用開始時期について、国土交通省をはじめとする関係者間で共有するよう努める。

4) 未作成団体の対応

現時点で法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及び作成手順書を未作成である専門工事業団体においては、本通知を踏まえ、可能な限り速やかに検討・作成し、社会保険未加入対策推進協議会の事務局である当課まで登録する。

3. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体(会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。)においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 発注者への対応

主な民間発注者団体に対し、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月国土交通省)及び「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」(平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)を踏まえて、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請する。

また、傘下の会員企業に対しては、上記の通知を踏まえて法定福利費を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を発注者に求めていくよう周知する。

(2) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業へ見積提出促進

総合工事業団体は、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行う。

2) 見積書を提出した下請企業の尊重

総合工事業団体は、下請企業からの標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費等については、見積書を提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行うよう求める。

3) 労務費減額の懸念への対応

法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

なお、法定福利費は見積額としつつも労務費等が見積額を下回る額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

4) 定型書式の対応

下請企業による標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、総合工事業団体は、会員企業に対し、会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する。

総行行第 4 1 9 号
国不入企第 3 3 号
令和 3 年 1 2 月 1 日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利
費の適切な支払いのための取組について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 3 月 9 日閣議決定。令和元年 1 0 月 1 8 日一部変更。以下「適正化指針」という。）では、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。また、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされております。

さらに、建設業の担い手の育成及び確保には、法定福利費等の実際の施工に要する通常妥当な経費を反映した適正な金額で契約を締結し、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要であり、各地方公共団体に対しては、これまでも、「適正化指針」や「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 1 0 月 2 1 日付け総行行第 2 1 5 号・国不入企第 2 6 号）をはじめ、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和 3 年 2 月 1 9 日付け国不入企第 3 4 号）等により、請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について通知等をしたところです。

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、法定福利費の

適切な支払いのための取組の強化が求められており、これまで、国土交通省直轄工事における取組について各地方整備局等あてに通知されているほか、今般、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第15号）（別紙1）により建設業者団体に対しても取組が要請されたところであるので、各地方公共団体におかれては、法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、下記の事項について、関係部局間で連携して実施に努めるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。

記

1. 請負代金内訳書への法定福利費の明示について

予定価格の積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させること。

また、明示させる法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の作成したマニュアル（別紙2）に準拠する等により適切に算出するべきものであることを契約相手に事前に周知すること。

2. 公共工事の発注者による法定福利費の確認について

受注者により明示された法定福利費額については、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「予定価格に占める法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認すること。

なお予定価格に占める法定福利費概算額の算定について、国土交通省直轄工事では別紙3、4の通り、農林水産省では別紙5、6の通り運用しており、参考にされたい。

また、予定価格に占める法定福利費概算額については、入札及び契約に関する透明性の確保の観点から、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、適時に公表することを基本とする。

3. 比較による確認の結果一定以上の乖離がある場合について

受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額に一定以上の乖離幅がある場合は、法定福利費、さらにその根拠となる労務費が所要額を大き

く下回るおそれがあるため、受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示すること。

法定福利費は、建設業者が義務的に負担しなければならない社会保険料であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものである。また、低入札価格調査基準中央公契連モデルにおいても、低入札価格調査基準に係る法定福利費や労務費の算入率は100%とされているところである。このため、積算上は受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額との間には落札率以上の乖離幅が認められるものではないが、予定価格の積算上発注者が見込む工事費内訳と、受注者の見込む工事費内訳には、一定の差異が生じ得ることを踏まえ、一定以上の乖離幅があると判断する場合の基準として、少なくとも、受注者により明示された法定福利費額が予定価格に占める法定福利費概算額の1/2以上であることを目安として設定すること。

なお、受注者による算出根拠の確認を経てもなお上記基準以上の乖離幅がある場合においては、発注者から建設業許可部局に対し法定福利費概算額が乖離している事案を通知したうえで、類似事案の発生頻度等を踏まえ、必要に応じて建設業許可部局が発注者と連携し、受注者に対して、受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認を行うことが望ましい。(具体的な確認行為の手順については【補足事項：受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認行為の例】を参考にされたい。)

【補足事項：受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認行為の例】

受注者に対して次の（１）又は（２）の事項の提示又は説明を適宜求める。説明を聴取した際に、下請企業からの見積書等の客観的な根拠資料が提出されない、一定以上の乖離があることについての明確な説明がなされないなどの不適切な対応について、同様の対応が繰り返される場合や、下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、受注者がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削減していることが明らかとなった場合などであって、不正行為（建設業法第１９条の３等に違反するおそれ。事例については別紙７を参照されたい）が強く疑われる場合については、国土交通省又は建設業許可部局と連携し、必要な措置を講ずる。

（１）受注者が、下請企業から提出された見積り等を活用して法定福利費額を算出している場合

各下請企業の請負工事に対する法定福利費額及び根拠とする労務費額（工事価格に労務费率（工事価格に含まれる平均的な労務費の割合）を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）について、見積書等の根拠資料の提示による説明を求める。

（２）上記（１）によらない場合

①労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合

法定福利費額の算出に用いた労務費額（工事価格に労務费率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

②工事価格に法定福利费率（工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合）を乗じて算出している場合

法定福利費額の算出に用いた法定福利费率等について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

- 別紙1 標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和3年12月1日付国不建キ第15号）
- 別紙2 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成27年5月26日）
- 別紙3 令和3年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和3年3月16日付け国技建管第22号）
- 別紙4 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法の試行について（通知）（平成26年3月27日付け国営計第142号）
- 別紙5 入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について（令和3年3月30日付け事務連絡）
- 別紙6 入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記に関する対応について（令和2年7月13日付け事務連絡）
- 別紙7 不正行為の疑い（建設業法第19条の3等に違反するおそれ）がある場合の例

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。

法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）とは、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

（1）内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費（社会保険料）といった場合、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料がありますが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金 [※]	雇用保険料	労災保険料 [※]
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※ 事業主が全額負担（本人負担分なし）

- 内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としていますが、各社が個別に表中の『×』の部分の内訳明示しても構いません。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要があります。（例えば、「法定福利費は、××保険料の本人負担分も含んでおります。」など）

(2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

(3) その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

(4) 適用する保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率 (介護保険料率)	・協会けんぽのウェブサイト 等 (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率 加入率(40～64歳の被保険者割合)を加味する
厚生年金保険料率 (児童手当拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト 等 (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト 等	「建設の事業」の料率を用いる

○健康保険の保険料率

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)

また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、**介護保険の対象者は、基本的に 40 歳から 64 歳までの方のみ**ですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、介護保険の対象となる 40 歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。

そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況（被保険者全体に占める 40～64 歳の割合）を勘案して設定する方法等が考えられます。

（参考） 介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

= 協会けんぽの介護保険料率 × 1/2(事業主負担) × 加入率(40～64 歳の被保険者割合*)

***協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より**

○厚生年金保険（児童手当拠出金含む）の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

○雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

（5）健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が 5 人未満の個人事業所（支所）や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる『適用除外』となります。そのため、各保険の**事業主負担は発生しません。**

したがって、**適用除外となっている現場作業員の法定福利費については、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。**

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上、難しいと思いますので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。その後、元請企業（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
	健康保険料	B	q	F・・・B×q	
	介護保険料	B	r	G・・・B×r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
	合計	B	t	I・・・B×t	I
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
合計					L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

※ 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕 = 労務費総額 × 法定保険料率

〔算出手順例〕

1. 労務費総額（B）を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額（B）に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出（E，F，G，H）。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料率の2分の1）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする

【協会けんぽの場合】

介護保険料率の算式 = $1.58\% \times 1/2 \times 52.9\% = \underline{0.418\% (r)}$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出
($I = E + F + G + H$ または $B \times t$)
4. 小計額（J）を算出。
5. 消費税（K）を算出。
6. 合計（L）を算出し、見積金額として計上。

3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないのでしょうか？

- A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算定するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はありません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としていますので、法定福利費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのでしょうか？

A. 対象となります。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのでしょうか？

A. 社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が
必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては
従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示するこ
とにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書
が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明
示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところです。

この取組については、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的
に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が
明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相
当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、
労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うこ
とができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原
価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設
業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組であることから、「社会保険の加入に関
する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事
業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積
書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出
する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべ
き事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのでしょうか。

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者
に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、下
請企業に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。また、見積書では、注
文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、ど

れくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（下請代金）そのものが項目として計上されているわけではありません。

したがって、自社が作成する見積書そのものに含まれる『工賃』を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられます。

Q. 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合、適用する保険料率はどの保険のものにすればいいのでしょうか？

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がありますが、自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じであるとは限りません。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられます。要は、法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ありません。

Q. 見積金額には元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか。

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、平成27年4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こと、あるいは「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

国技建管第 22 号
令和 3 年 3 月 16 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部
 技術調整管理官 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部
 技術管理企画官 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部
 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

令和 3 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について

標記について、下記のとおり定め、施行することとしたので通知する。
なお、各地方整備局等においては、関係部局に対して適切に対応するよう周知されたい。

記

1. 間接工事費の実績変更対象費の割合

地域外からの労働者確保等に要する共通仮設費、現場管理費の設計変更に用いる「実績変更対象費」の構成比は、別紙 1 のとおりとする。

2. 法定福利費の割合

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」における工種区分の「法定福利費」の構成比は、別紙 2 のとおりとする。

附則

本通知は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告等を開始する工事から適用する。
ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに入札公告等を開始した工事については、「令和 2 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和 2 年 3 月 31 日付け国技建管第 36 号）による。

以上

別紙 1

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

(単位：%)

費 目		工 種										
		河川工事	河川・道路構造物工事	海岸工事	道路改良工事	鋼橋架設工事	P C橋工事	舗装工事	砂防・地すべり等工事	公園工事	電線共同溝工事	情報ネットワーク工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.29	2.23	1.77	1.59	3.21	2.10	1.31	1.43	1.14	1.39	2.18
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	1.74	2.62	2.24	1.99	3.53	2.48	1.83	1.92	1.64	1.95	2.66

(単位：%)

費 目		工 種											
		橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	共同溝等工事(1)	共同溝等工事(2)	トンネル工事	下水道工事(1)	下水道工事(2)	下水道工事(3)	下水道工事(4)	コンクリートダム工事	フィルダム工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	18.33	12.67	7.27
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.82	1.18	1.12	1.14	1.84	2.07	1.61	1.26	1.33	2.08	2.43	1.01
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	24.00	39.95	45.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	2.14	1.88	1.67	1.67	2.17	2.47	1.99	1.80	1.76	2.55	2.71	1.42

別紙 2

■ 法定福利費の割合

(単位：%)

工 種	R3工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.00
河川・道路構造物工事	3.58
海岸工事	3.45
道路改良工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
P C 橋工事	3.89
舗装工事	3.95
砂防・地すべり等工事	4.16
公園工事	4.15
電線共同溝工事	4.38
情報ボックス工事	4.13
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
河川維持工事	6.48
共同溝工事（1）	4.39
共同溝工事（2）	3.06
トンネル工事	4.67
コンクリートダム工事	4.24
フィルダム工事	2.34
下水道工事（1）	4.09
下水道工事（2）	4.45
下水道工事（3）	3.89
下水道工事（4）	3.54

国 営 計 第 1 4 2 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

北海道開発局営繕部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿

国土交通省大臣官房
官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

営繕工事における
「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」
の算出方法の試行について(通知)

今般、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額（概算額）が含まれていることを、より容易な形で明らかにする観点から、入札調書に予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額を明記することとなった。

営繕工事における同概算額の算出にあっては、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法

法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 5 %
(昇降機設備工事を除く)

昇降機設備工事の法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 2 %

2. 試行対象工事

平成 26 年 4 月 1 日以降に契約の締結を行う工事を対象とする。

3. 本件に関する担当者、問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐(積算担当)

TEL 03-5253-8111 内線 23243

入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について

平成 26 年 5 月 7 日 事務連絡
農村振興局設計課施工企画調整室課長補佐
(積算基準班、施工基準班) から各地方農政局整備部設計課長あて

最終改正 令和 3 年 11 月 16 日 事務連絡

工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」(平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 172 号大臣官房経理課長)に基づき、実施されているところである。

一方、社会保険への未加入問題に対処すべく、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、平成 24 年 4 月から本来事業者が負担すべき法定福利費を予定価格に適切に反映させるため、土地改良事業等請負工事積算基準における現場管理費の率の算定式の改正を行った。さらに、平成 25 年 4 月から適用する公共工事労務単価について、法定福利費相当額が適切に反映されるよう改定を行った。

また、社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、平成 25 年 9 月 26 日に社会保険未加入対策推進協議会において、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳に明示した見積書を下請企業から元請企業へ提出する申し合わせが行われるなど、社会保険未加入対策の取組みが進められてきている。

このような背景を踏まえ、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額(概算額)が含まれていることを、発注者側として、より容易な形で明らかにする観点から、下記の取組を行うこととしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

1. 法定福利費の事業主負担額(概算額)の公表

入札結果等の公表については、「平成 26 年度工事に関する総合評価落札方式の運用について」(平成 26 年 3 月 27 日付け施工企画調整室長事務連絡)記 13 に基づき、閲覧に供するほか、併せてインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額(概算額)についても、加えて別紙-2 のとおり記載し公表するものとする。

2. 対象工事

営繕工事を除く一般土木工事、ダム工事、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（予定価格が250万円を超える工事）

3. 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

算出については、別紙－1のとおり。

附 則

この通知は、平成26年5月7日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

附 則

この通知は、平成27年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、令和3年11月16日以降の契約に係る工事から適用する。

工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

1 一般土木工事及びダム工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割 合
ほ場整備工事	5.74%
農用地造成工事	4.58%
舗装工事	3.95%
道路改良工事	3.71%
水路トンネル工事	3.33%
水路工事	5.33%
排水路工事	4.63%
河川工事	4.00%
管水路工事	4.22%
管更生工事	3.54%
畑かん施設工事	3.61%
干拓工事	3.21%
海岸工事	3.45%
コンクリート補修工事	5.24%
その他土木工事（１）	3.91%
その他土木工事（２）	4.94%
フィルダム工事	2.34%
コンクリートダム工事	4.24%

(3) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記（２）の割合を乗じて算出する。

2 施設機械設備工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
施設機械設備工事	1.49%

(3) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、据付工事原価に上記（2）の割合を乗じて算出する。

3 鋼橋製作架設工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から工場製作原価及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる係数

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
鋼橋製作架設工事	2.85%

(3) 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、工事価格から工場製作原価を除いた額に上記（2）の割合を乗じて算出する。

4 電気通信設備工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事価格及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
電気通信設備工事 （その他土木工事（1）を準用）	3.91%

(3) 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、据付工事価格に上記（2）の割合を乗じて算出する。

○入札結果の公表促進

入札執行調書（施工体制確認型総合評価落札方式「○○○型」）

件名 ○○事業 ○○工事 立会者 所属
 日時 年 月 日 時 分 官職氏名
 場所 入札室 所属
 執行者 所属 官職氏名
 官職氏名

予定価格		¥220,000,000.-							基準評価値（標準点/予定価格（億円））			50.000					
備考		（入札書に記載された金額と比較する価格 ¥200,000,000.-）															
番号	入札業者名	標準点 ①	評価点の内訳				換算 ⑥=⑤/⑤の最大値× 40×⑧/30	加算点 ⑦	施工体制評価点 ⑧	標準点+加算 点+施工体制 評価点 ⑨=①+⑦+⑧	第1回			第2回			適用
			企業評価 ②	技術者評価 ③	施工計画 ④	合計⑤= ②+③+④					金額（円） ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩億円	順位	金額（円） ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩	順位	
1	A建設	100	10	8	8	26	-	-	-	-	辞退	-					
2	B建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	辞退	-					
3	C建設	100	3	3	3	9	9/21×40×30/30	17.143	30.000	147.143	189,000,000	辞退	（※ 施工体制確認が了している場合）				
4	D建設	100	4	3	0	7	7/21×40	-	-	-	無効	-					
5	E建設	100	7	7	7	21	21/21×40	-	-	-	159,000,000	無効					低入札（ヒア辞退）
6	F建設	100	4	4	6	14	14/21×40×30/30	26.667	30.000	156.667	170,000,000	92.157	1	落札			決定日 ○年 ○月○日
7	G建設	100	4	4	4	12	12/21×40×10/30	7.619	10.000	117.619	155,000,000	75.883	2				低入札
8	H建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	220,000,000	-					予定価格超過
【記載例の凡例】																	
番号1（A建設）		：参加資格確認通知後、入札締切日以前に辞退（入札締切日以前の辞退は、換算値算定の対象外とする。）															
番号2（B建設）		：入札締切後、開札前に、配置予定技術者の問題等により辞退															
番号3（C建設）		：開札後、配置予定技術者の問題等により辞退（施工体制確認を了している場合）															
番号4（D建設）		：入札後、内訳書等の不備により入札を無効とした場合															
番号5（E建設）		：開札後、施工体制ヒアリングに応じなかった場合等で、無効とした場合（低入札の場合は備考欄に「低入札」と明記）															
番号6（F建設）		：落札者															
番号7（G建設）		：調査基準価格未満で加算点を減じた場合															
番号8（H建設）		：予定価格超過															

（注） 上記金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

調査基準価格	¥168,000,000.-（¥160,000,000.-）
（参考） 予定価格に含まれる法定 福利費概算額※	¥000,000,000.-（税抜き）

※当該法定福利費概算額は、○○○に含まれる概算額である。

【積算体系上の区分により○○○を変更する】

- ・一般土木工事及びダム工事の場合：一般管理費等を除く工事価格
- ・施設機械設備工事の場合：製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）
- ・鋼橋製作架設工事の場合：工場製作原価及び一般管理費等を除く工事価格（架設工事原価）
- ・電気通信設備工事の場合：製作工事価格及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）

事務連絡

令和2年7月13日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の
明記に関する対応について

標記について水産庁の直轄漁港漁場整備事業においては、平成26年5月16日付け事務連絡で概算額の算出方法について定めていたところであるが、令和2年7月14日以降に入札を行う工事から以下のとおり改めたので参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

= 予定価格の額 × 予定価格に占める法定福利費の割合

※合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。

積算工種区分		予定価格に占める法定福利費の割合
漁港漁場 関係工事	浚渫工事	3.50%
	構造物工事	2.64%
海岸工事（水産庁所管）		3.45%

- 元請企業においてこれらの行為が行われ、結果として下請企業との請負契約の金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。
- 下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削減すること
- 法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となること
- 専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について人工積上げによる方式を標準としている場合や、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げる(下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと)等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げを行っていること

建設業の一人親方対策の検討状況について

中間取りまとめ後の対策の実施や検討事項について

対策の実施について

1. 令和3年度中にリーフレットの改訂・発行

⇒本検討会を踏まえ以下の事項について記載したリーフレットの発行

- ・ 適正一人親方の目安
- ・ 適正でないと考えられる一人親方について
- ・ 働き方の自己診断チェックリスト
- ・ 労働者と一人親方の違い
- ・ フリーランスのガイドライン
- ・ インボイス制度
- ・ 一人で請け負うことが可能な職種や現場の例
- ・ 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケース

今後の検討課題について

1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂」に向けた調整

⇒本検討会の取りまとめ内容を踏まえた改訂を行うため、引き続き内容の調整。

2. 「適正一人親方の目安」について

⇒各職種ごと等の実態等を踏まえつつ、現場での運用方法等も含め引き続き検討。

3. 建設業団体における技能者の相談窓口の設置

⇒建設現場の実態をよく知る建設業団体での相談受付について、技能者にとって相談しやすい環境の整備を図るため、各建設業団体と調整。

4. 建設キャリアアップシステムの活用について

5. 建設雇用改善計画（第十次）との連携

＼ みんなで目指す ＼

クリーンな雇用・クリーンな請負の 建設業界

一人親方と社員の違いをご存じですか？



会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 賃金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？

働きがいのある環境整備を目指して

建退共への加入を！

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とする人が多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。



建設キャリアアップシステムの登録を！

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。

一人ひとりの技能と経験を 正しく評価



技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化で
モチベーションUP!
- ✓ 経験や技能に応じた処遇で
やりがいUP!

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・受注拡大
レベルの高い良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境が整備されます。
- ✓ 書類作成の簡素化
施工体制台帳や作業員名簿の作成が容易になります。
- ✓ 生産性の向上
能力・モチベーションの高い技能者が現場で活躍します。



一人親方に関する検討会

国土交通省では、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の検討を行っています。

詳細は [国土交通省 一人親方](#) で検索

技能者の方々へ

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

A 自分に断る自由がある

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

A 基本的には自分で決められる

仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を決められていますか？

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

A 代役を立てることも認められている

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

A 工事の出来高見合い

あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

A 自分で用意している

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

A 正規従業員よりも高額である

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？

B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

A 自由に他社の業務に従事できる

他社の業務に従事することは可能ですか？

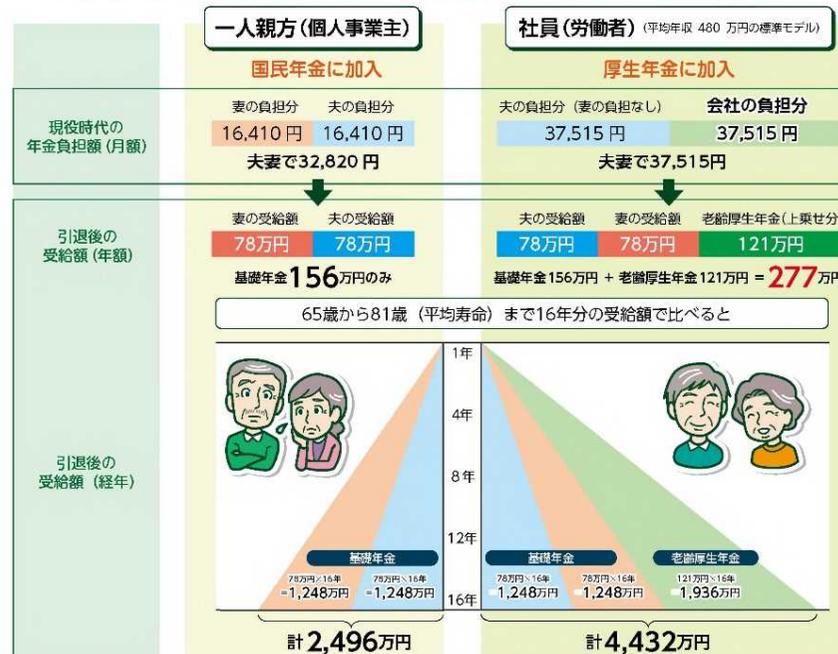
B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担



もしあなたが社員として厚生年金に加入したら



社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて
2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!

一度、仕事先の会社に相談してみましょう!!

※日本年金機構ホームページ等を活用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である標準的状況です。年金制度改正等の改正が行われた場合、負担額・受給額が変更されます。

一人親方とその発注事業者の方々へ

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかりと請求できるように書面で契約しましょう。

注意 建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない



報酬の減額



注意 以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同程度程度の報酬となっている



みんなで守る
適正取引!



フリーランスのガイドラインが策定されています

一人親方もフリーランスです

詳細は で検索

労災保険の注意点

一人親方に工事を発注している事業者の皆様へ

一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われ、元請事業場の労災保険の適用を受けることとなります。

※労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

注意点

労災保険は、建設事業においては、建設工事全体を一の事業として取り扱います。元請事業主が下請負人に請け負わせた部分も含めて労災保険の成立手続きを行う必要があり、行わなかった場合、追徴金や、保険給付に要した費用の徴収が行われる可能性があります。

一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」をしていますか？

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。また、所得水準に見合った補償が受けられるよう、適正な給付基礎日額で申請してください。

注意点

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をするときには、一人親方として扱われません。

※労働者であるのに一人親方として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

各種問い合わせ・相談先

現場での怪我や労災保険制度の相談 → 労働基準監督署

雇用保険の相談 → ハローワーク

健康保険、厚生年金の相談 → 年金事務所

あいまいな契約や報酬の未払いなどのトラブルに関する相談
→ フリーランス・トラブル 110 番 0120-532-110

建設業法違反に関する通報 → 駆け込みホットライン 0570-018-241

インボイス制度 (消費税の申告にかかる仕入税額控除について、2023年10月より制度が一部変更になります。)

→ 詳細や動画は で検索

元請企業の方々へ

現場管理をする元請企業の確認事項

作業員名簿の社会保険の欄が以下になっている場合、社員（労働者）か一人親方かを下請企業に確認しましょう。

〈作業員名簿の社会保険欄の記載〉

雇用保険	健康保険	年金
適用除外	国民健康保険	国民年金

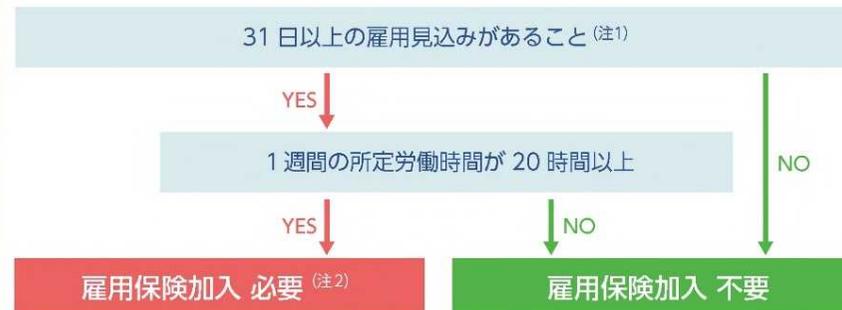
- 社員や短時間労働者の場合
 - ➔適切な社会保険を確認しましょう。
- 一人親方の場合
 - ➔当該下請企業に対し、再下請負通知書・請負契約書の提出を依頼し、契約内容が適切か確認しましょう。
 - ➔一人親方に対しては、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、チェックリストのBに多く当てはまる場合は雇用契約の締結を促しましょう。



所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等)	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等)	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等)	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合 (建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合 (建設国保等)	国民年金

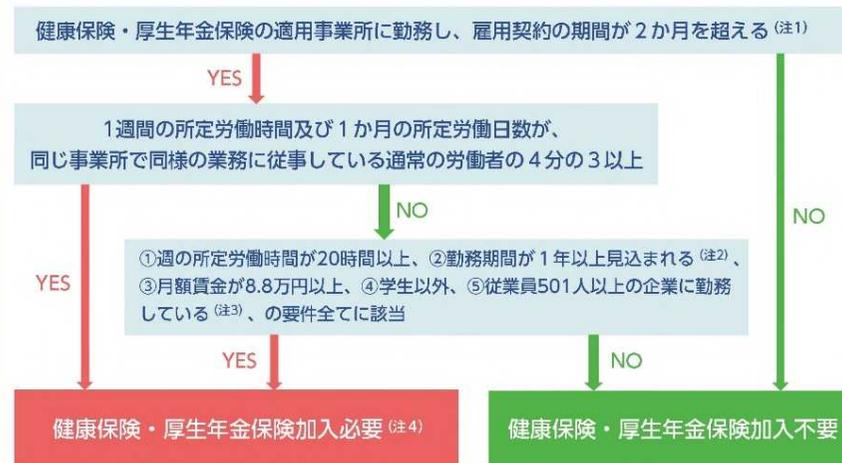
社会保険の適用確認フローチャート

雇用保険の適用確認



(注1) 日々雇用される方又は30日以内の期間を定めて雇用される方は、日雇労働被保険者に該当する場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談を。
 (注2) 原則として昼間学生は雇用保険に加入できません。

健康保険・厚生年金保険の適用確認



(注1) 令和4年10月1日以降、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、当初から健康保険・厚生年金保険の適用の対象となります。
 (注2) ②について、令和4年10月1日以降は要件から除外されます。
 (注3) ⑤の企業規模については、令和4年10月1日以降は101人以上、令和6年10月1日以降は51人以上となります。
 (注4) 既に国民健康保険組合の被保険者である場合には、引き続き国民健康保険組合に加入することが可能です。(P6「元請け企業の方々へ」参照)

下請指導ガイドラインの改訂で追加する内容(1/2)

一人親方について

○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

- ・請け負った仕事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
 - 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
 - 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った業務の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設企業との契約内容が、建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

元請企業の役割と責任

○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない
⇒労働者に当てはまらない働き方

元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に請負契約を締結している企業については雇用契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

- ①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの
- ※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針
- ※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

元請企業の役割と責任

下請企業の役割と責任

○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約が、元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

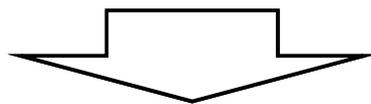
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・当該契約を締結する段階で働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと

○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

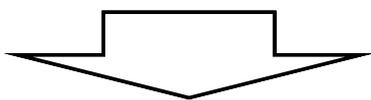
→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、適正でない一人親方の目安とチェックリスト活用のあり方について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

令和3年12月20日 第1回「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」
【本日開催】 ○ 社会保険加入に関する下請指導ガイドラインの改訂案提示 など



令和4年1月～2月頃 第6回「建設業の一人親方問題に関する検討会」
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改定」パブリックコメント開始



令和4年4月 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂施行

建退共の電子申請方式について

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

令和3年12月



建設業退職金共済制度について

1 基本的な仕組み

- 建設業の中小企業事業主が、雇用日数に応じて、建設技能労働者に掛金を充当（電子申請方式又は証紙貼付方式）。
- 労働者が現場を移動し、事業主を変えても、先々で掛金を充当されれば、建設業で働いた日数は全部通算。
- 勤労者退職金共済機構が、拠出された掛金を管理・運用。
- 労働者が建設業界で働くことをやめたときに、労働者の請求により、機構から労働者に対して退職金を支払。

2 概要と実績

- 掛金額 日額**320円**（月額換算**6,720円**（×21日））
- 予定運用利回り **1.3%**（令和3年10月1日以降）
- 加入事業所数 約**17万4千所**（令和2年度末）
- 加入労働者数 約**217万人**（令和2年度末）
- 退職金支給総額 約**500億円**（令和2年度）
- 労働者一人当たりの平均退職金支給額 約**92.5万円**（令和2年度）

証紙貼付方式と電子申請方式の事務の比較

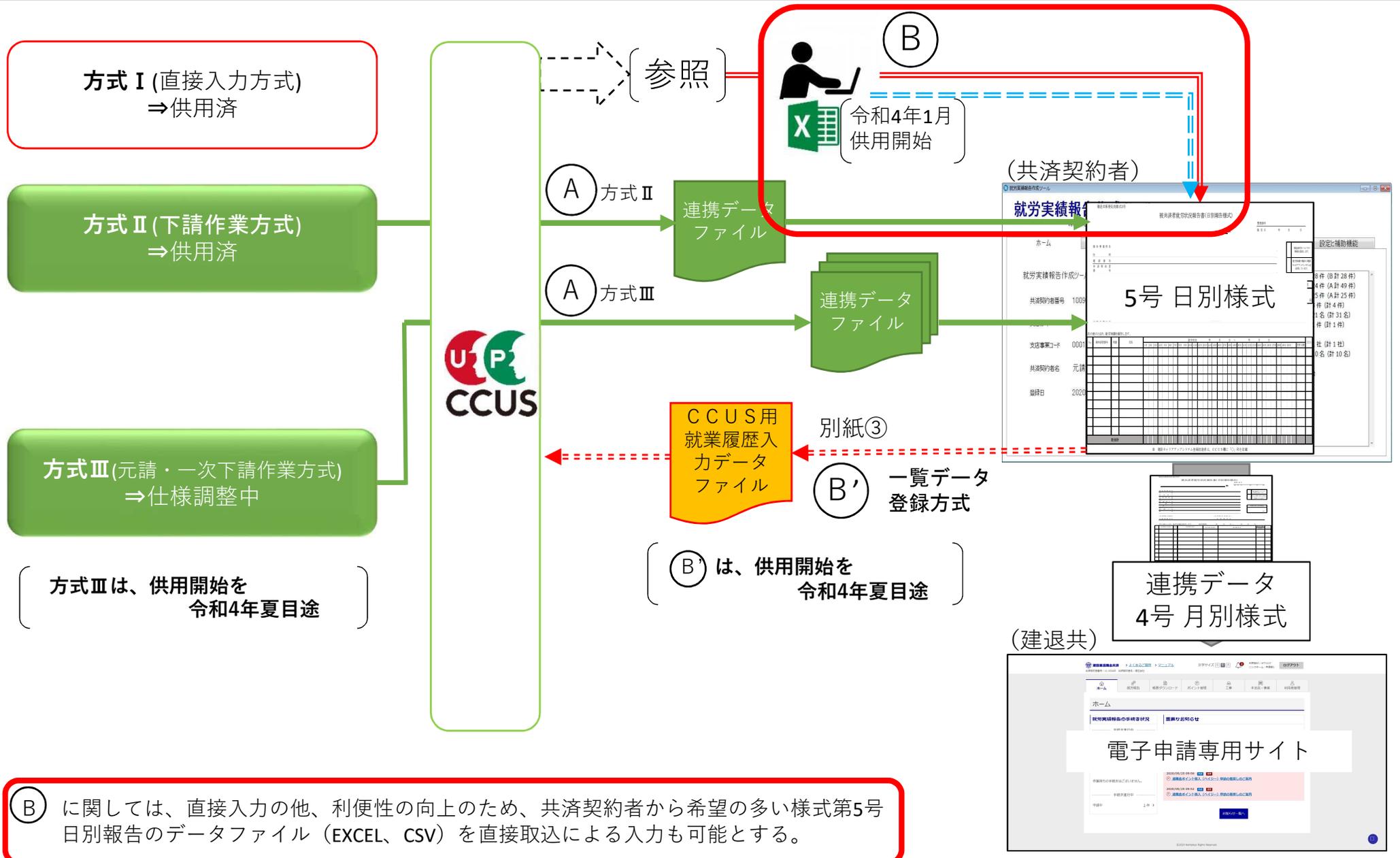
共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減されます。

事務名	共済証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入する 金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納書(紙)を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者はペイジー決済または口座振替で退職金ポイントを払込む。 掛金拠出者は、電子申請システムより掛金収納書(電子版)をダウンロードする。
2 就労状況報告 共済証紙の交付	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労状況報告書等により、就労状況を報告し、共済証紙を請求する。 掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙を交付する。 雇用者は、共済証紙を受け取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労実績報告作成ツールで就労状況を報告する。 掛金拠出者は、就労実績報告作成ツールで就労状況を確認する。 掛金拠出者は、電子申請システムで雇用者から申請され、承認した就労状況データを建退共に送信する。
3 共済証紙の 貼付・消印	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付し、消印する。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
4 証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証紙受払簿に記入する。 雇用者は、証紙受給、証紙交付、証紙貼付情報を証紙受払簿に記入する。 掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を管理・保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者と雇用者が電子申請システムから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認する。

※ 掛金拠出者とは、下請から掛金納付事務を受託して、共済証紙を購入（証紙貼付方式）または、退職金ポイントを払込む（電子申請方式）者（いわゆる元請）



建退共とCCUSの当面のデータ連携について（案）



令和4年1月の電子申請システムの改修内容

1. 就労実績報告作成ツールへの就労実績調整欄の追加

- ① 就労実績報告作成ツール（以下「ツール」という。）への就労日の登録について、日付欄に加えて、前月の誤りを修正する等のための調整欄を追加する。
- ② 下請から「紙」で様式第5号日別報告様式が提出された場合に日付欄に入力することなく、調整欄に月の合計日数で登録可能とする。

2. EXCEL入力方式の追加

主として下請で工事を施工する中小・零細企業においては、ツールを使いこなせる事務専門職員は置けないことが多く、EXCEL入力であれば就労実績報告を作成できるという意見が多い。このため、EXCELの事務受託様式第5号日別報告様式（EXCEL入力方式用）を追加導入し、直接、ツールへの取込ができるよう改修する。

また、複数の下請の事務代行等で、被共済者の取扱い人数が多い場合等はCSV形式での取込も可能とする。（CSVの仕様は令和4年3月に公開予定）

1. 就労実績報告作成ツールへの就労実績調整欄の追加

- ① 就労実績報告作成ツールへの就労日の登録について、日付欄に加えて、前月の誤りを修正するための調整欄を追加する。
- ② 下請から「紙」で様式第5号日別報告様式が提出された場合には、日付欄に入力することなく、調整欄に月の合計日数を入力することを可能とする。

就労実績報告作成ツール - 就労実績入力 (工事別) 【64-99901 000 株式会社一次建設工業】

就労実績入力(工事別) 電子申請用 差分CSV出力

様式で確認する 保存する 簡易マニュアル 戻る

工事情報 ○10020305 吊り橋耐震強化工事 提出先 100-9998 000 もとうけ

工事期間 2021/09/01 ~ 2023/01/31

表示月 2021/10/01 ~ 2021/10/31 前月 次月

表示切替 すべて表示 編集範囲 他社編集可能 一括処理 日付指定 1 日を 1にする 0にする

技能者ID 立場 雇用会社 提出先 備考 登録日時 すべて

行番号	被共済者番号	セイ	メイ	状態	計	調整数	10/01 (金)	02 (土)	03 (日)	04 (月)	05 (火)	06 (水)	07 (木)	08 (金)	09 (土)	10 (日)	11 (月)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	15 (金)
<input type="checkbox"/>	1	11-1111111	ケンセツ	タロウ	14	1						1	1	1				1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	2	11-1111129	ドボク	ハナコ	5	-1				1	1	1	1	1							
<input type="checkbox"/>	3	11-1111137	ケンチク	ジロウ	21	21															



② 提出された就労実績報告は、紙またはスキャンデータを、発注者等からの問い合わせに備えて一定期間保管する。

調整数
1
-1
21

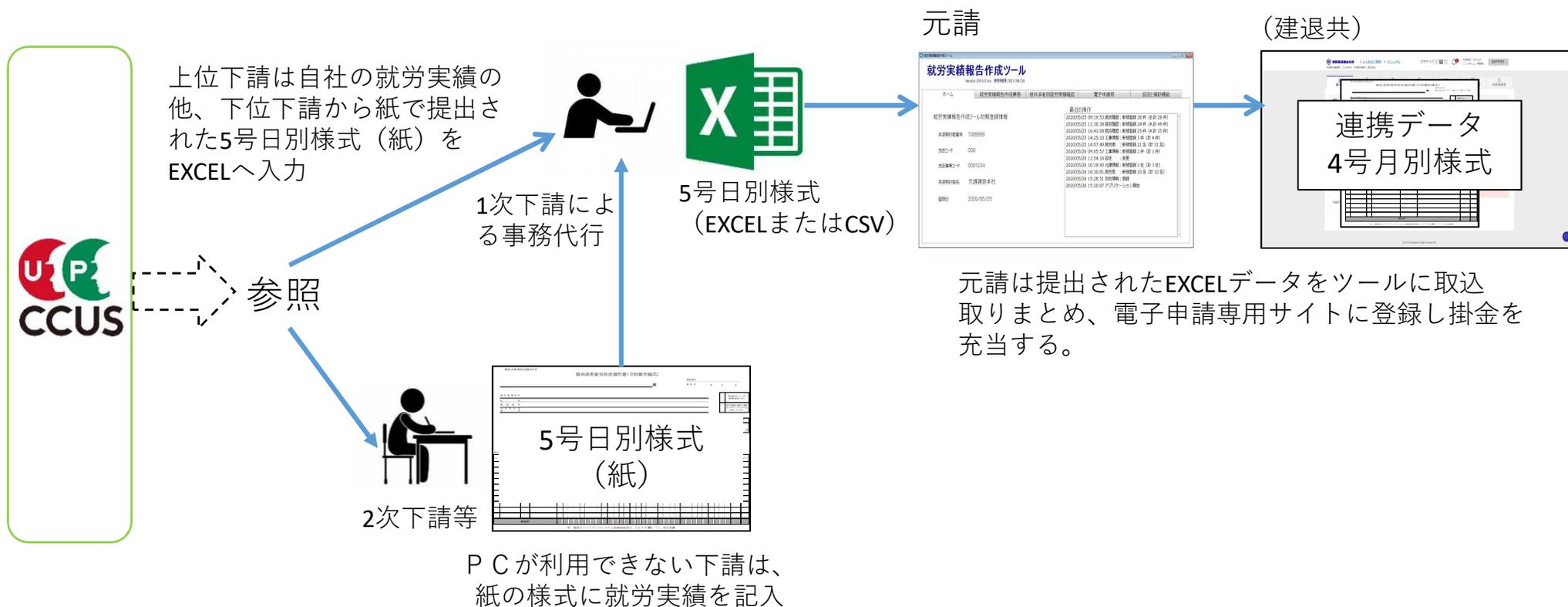
① 調整欄で、前月の就労実績報告に誤りがあった場合や、1日に複数現場で就労した場合など、加減日数を直接入力することで調整が可能となる。

② また、下位の下請から「紙」で様式第5号日別報告様式が提出された場合には、元請や一次下請等が調整欄に月の合計就労日数を入力することを可能とする。

② 月まとめで入力する場合は日付欄への入力不要



2 EXCEL入力方式の追加



（この図は、2次下請が紙の就労実績報告に記載した就労実績を1次下請が事務を受託し、EXCELに入力したデータを元請に就労実績報告する場合の例）

（*）EXCELはアプリケーションとの連携に係るバージョン管理にコストが大きいとの理由から導入を見送っていた。

< 参考資料 >

電子申請取扱い金融機関の状況

R3.12.14現在

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ページ				口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)	
0001	みずほ銀行	○	○	○	○	○	○	○
0005	三菱UFJ銀行	○		○	○	○	○	
0009	三井住友銀行	○						
0010	りそな銀行	○						
0017	埼玉りそな銀行	○						
0288	三菱UFJ信託銀行	○						
0294	三井住友信託銀行	○						
2004	商工組合中央金庫	○						
0116	北海道銀行	○		○	○	-	-	
0117	青森銀行	○		○	○	○	○	
0118	みちのく銀行	○		○	○	-	-	
0119	秋田銀行	○	○	○	○	-	-	○
0120	北都銀行	○		○	○	-	-	
0121	荘内銀行	○		○	○	○	○	
0122	山形銀行	○						
0123	岩手銀行	○		○	○	-	-	
0124	東北銀行	○						
0125	七十七銀行	○		○	○	○	○	○
0126	東邦銀行	○	○	○	○	-	-	
0128	群馬銀行	○		○	○	○	○	
0129	足利銀行	○		○	○	○	○	
0130	常陽銀行	○						
0131	筑波銀行	○		○	○	-	-	
0133	武蔵野銀行	○		○	○			
0134	千葉銀行	○						
0135	千葉興業銀行	○						
0137	きらぼし銀行	○		○	○	-	-	
0138	横浜銀行	○						
0140	第四北越銀行	○						
0142	山梨中央銀行	○						
0143	八十二銀行	○		○	○	-	-	
0144	北陸銀行	○						
0145	富山銀行	○	○	○	○	-	-	○
0146	北國銀行	○	○	○	○	-	-	○
0147	福井銀行	○	○(1/1(土)開始予定)	○	○	-	-	○
0149	静岡銀行	○		○	○	-	-	○(1/1(土)開始予定)
0150	スルガ銀行	○		○	○	-	-	
0151	清水銀行	○						
0152	大垣共立銀行	○		○	○	-	-	
0153	十六銀行	○						
0154	三十三銀行	○	○	○	○	-	-	○
0155	百五銀行	○		○	○	-	-	
0157	滋賀銀行	○		○	○			
0158	京都銀行	○		○	○	-	-	
0159	関西みらい銀行	○		○	○	○	○	
0161	池田泉州銀行	○						
0162	南都銀行	○						
0163	紀陽銀行	○						
0164	但馬銀行	○						
0166	鳥取銀行	○	○	○	○	-	-	○
0167	山陰合同銀行	○		○	○	-	-	
0168	中国銀行	○		○	○	-	-	
0169	広島銀行	○						
0170	山口銀行	○		○	○	-	-	
0172	阿波銀行	○						
0173	百十四銀行	○		○	○	-	-	
0174	伊予銀行	○	○	○	○			○
0175	四国銀行	○		○	○	-	-	
0177	福岡銀行	○		○	○	○	○	
0178	筑邦銀行	○	○	○	○	-	-	○
0179	佐賀銀行	○		○	○			

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ページ				口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)	
0181	十八親和銀行	○		○	○	○	○	
0182	肥後銀行	○		○	○	-	-	
0183	大分銀行	○						
0184	宮崎銀行	○						
0185	鹿児島銀行	○						
0187	琉球銀行	○		○	○	-	-	
0188	沖縄銀行	○		○	○	-	-	
0190	西日本シティ銀行	○						
0191	北九州銀行	○						
0501	北洋銀行	○	○	○	○	-	-	○
0508	きらやか銀行	○		○	○	-	-	
0509	北日本銀行	○		○	○	-	-	
0512	仙台銀行	○						
0513	福島銀行	○						
0514	大東銀行	○		○	○	-	-	
0516	東和銀行	○						
0517	栃木銀行	○						
0522	京葉銀行	○		○	○	○	○	
0525	東日本銀行	○		○	○	-	-	
0530	神奈川銀行	○						
0532	大光銀行	○	○					○
0533	長野銀行	○		○	○	-	-	
0534	富山第一銀行	○						
0537	福邦銀行	○		○	○	-	-	
0538	静岡中央銀行	○						
0542	愛知銀行	○		○	○	-	-	
0543	名古屋銀行	○		○	○	-	-	
0544	中京銀行	○		○	○	-	-	
0562	みなと銀行	○						
0565	島根銀行	○	○					○
0566	トヨタ銀行	○	○					○
0569	もみじ銀行	○		○	○	-	-	
0570	西京銀行	○						
0572	徳島大正銀行	○	○					○
0573	香川銀行	○	○					○
0576	愛媛銀行	○		○	○	-	-	
0578	高知銀行	○						
0582	福岡中央銀行	○		○	○	-	-	
0583	佐賀共栄銀行	○						
0585	長崎銀行	○						
0587	熊本銀行	○		○	○	○	○	
0590	豊和銀行	○						
0591	宮崎太陽銀行	○		○	○	-	-	
0594	南日本銀行	○						
0596	沖縄海邦銀行	○						
1001	北海道信用金庫	○		○	○	-	-	
1003	室蘭信用金庫	○		○	○	-	-	
1004	空知信用金庫	○		○	○	-	-	
1006	苫小牧信用金庫	○		○	○	-	-	
1008	北門信用金庫	○		○	○	-	-	
1009	伊達信用金庫	○		○	○	-	-	
1010	北空知信用金庫	○		○	○	-	-	
1011	日高信用金庫	○		○	○	-	-	
1013	渡島信用金庫	○		○	○	-	-	
1014	道南のみ街信用金庫	○		○	○	-	-	
1020	旭川信用金庫	○		○	○	-	-	
1021	稚内信用金庫	○		○	○	-	-	
1022	留萌信用金庫	○		○	○	-	-	
1024	北星信用金庫	○		○	○	-	-	
1026	帯広信用金庫	○		○	○	-	-	
1027	釧路信用金庫	○		○	○	-	-	
1028	大地みらい信用金庫	○		○	○	-	-	
1030	北見信用金庫	○		○	○	-	-	
1031	網走信用金庫	○		○	○	-	-	
1033	遠軽信用金庫	○		○	○	-	-	

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ペイジー				口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)	
1104	東興信用金庫	○		○	○	-	-	
1105	青い森信用金庫	○		○	○	-	-	
1120	秋田信用金庫	○		○	○	-	-	
1123	羽後信用金庫	○		○	○	-	-	
1140	山形信用金庫	○		○	○	-	-	
1141	米沢信用金庫	○		○	○	-	-	
1142	鶴岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1143	新庄信用金庫	○		-	○	-	-	
1150	盛岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1152	宮古信用金庫	○		○	○	-	-	
1153	一関信用金庫	○		○	○	-	-	
1154	北上信用金庫	○		○	○	-	-	
1155	花巻信用金庫	○		○	○	-	-	
1156	水沢信用金庫	○		○	○	-	-	
1170	社の都信用金庫	○		○	○	-	-	
1171	宮城第一信用金庫	○		○	○	-	-	
1172	石巻信用金庫	○		○	○	-	-	
1174	仙南信用金庫	○		○	○	-	-	
1175	気仙沼信用金庫	○		○	○	-	-	
1181	釜津信用金庫	○		○	○	-	-	
1182	郡山信用金庫	○		○	○	-	-	
1184	白河信用金庫	○		○	○	-	-	
1185	須賀川信用金庫	○		○	○	-	-	
1186	ひまわり信用金庫	○		○	○	-	-	
1188	あぶくま信用金庫	○		○	○	-	-	
1189	二本松信用金庫	○		○	○	-	-	
1190	福島信用金庫	○		○	○	-	-	
1203	高崎信用金庫	○		○	○	-	-	
1204	桐生信用金庫	○		○	○	-	-	
1206	アオオ一信用金庫	○		○	○	-	-	
1208	利根郡信用金庫	○		○	○	-	-	
1209	館林信用金庫	○		○	○	-	-	
1210	北群馬信用金庫	○		○	○	-	-	
1211	シのめ信用金庫	○		○	○	-	-	
1221	足利小山信用金庫	○		○	○	-	-	
1222	栃木信用金庫	○		○	○	-	-	
1223	鹿沼相互信用金庫	○		○	○	-	-	
1224	佐野信用金庫	○		○	○	-	-	
1225	大田原信用金庫	○		○	○	-	-	
1227	烏山信用金庫	○		○	○	-	-	
1240	水戸信用金庫	○		○	○	-	-	
1242	結城信用金庫	○		○	○	-	-	
1250	埼玉縣信用金庫	○		○	○	-	-	
1251	川口信用金庫	○		○	○	-	-	
1252	青木信用金庫			○	○	-	-	
1253	飯能信用金庫	○		○	○	-	-	
1260	千葉信用金庫	○		○	○	-	-	
1261	銚子信用金庫	○		○	○	-	-	
1262	東京ベイ信用金庫	○		○	○	-	-	
1264	館山信用金庫	○		○	○	-	-	
1267	佐原信用金庫	○		○	○	-	-	
1280	横浜信用金庫	○		○	○	-	-	
1281	かながわ信用金庫	○		○	○	-	-	
1282	湘南信用金庫	○		○	○	-	-	
1283	川崎信用金庫	○		○	○	-	-	
1286	平塚信用金庫	○		○	○	-	-	
1288	さがみ信用金庫	○		○	○	-	-	
1289	中栄信用金庫	○		○	○	-	-	
1290	中南信用金庫	○		○	○	-	-	
1303	朝日信用金庫	○		○	○	-	-	
1305	興産信用金庫	○		○	○	-	-	
1310	さわやか信用金庫	○		○	○	-	-	
1311	東京シティ信用金庫	○		○	○	-	-	
1319	芝信用金庫	○		○	○	-	-	
1320	東京東信用金庫	○		○	○	-	-	

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ページ		ATM (カード)	ATM (現金)	口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)			
1321	東栄信用金庫			○	○	-	-	
1323	亀有信用金庫	○		-	○	-	-	
1326	小松川信用金庫	○		○	○	-	-	
1327	足立成和信用金庫	○		○	○	-	-	
1333	東京三協信用金庫	○		○	○	-	-	
1336	西京信用金庫	○		○	○	-	-	
1341	西武信用金庫	○		○	○	-	-	
1344	城南信用金庫			○	○	-	-	
1345	昭和信用金庫			○	○	-	-	
1346	目黒信用金庫	○		○	○	-	-	
1348	世田谷信用金庫	○		○	○	-	-	
1349	東京信用金庫	○		○	○	-	-	
1351	城北信用金庫	○		○	○	-	-	
1352	瀧野川信用金庫	○		○	○	-	-	
1356	奥鴨信用金庫	○		○	○	-	-	
1358	青梅信用金庫	○		○	○	-	-	
1360	多摩信用金庫	○		○	○	-	-	
1370	新鶴信用金庫	○		○	○	-	-	
1371	長岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1373	三条信用金庫	○		○	○	-	-	
1374	新発田信用金庫	○		○	○	-	-	
1375	柏崎信用金庫	○		○	○	-	-	
1376	上越信用金庫	○		○	○	-	-	
1377	新井信用金庫	○		○	○	-	-	
1379	村上信用金庫	○		○	○	-	-	
1380	加茂信用金庫	○		-	○	-	-	
1385	甲府信用金庫	○		○	○	-	-	
1386	山梨信用金庫	○		○	○	-	-	
1390	長野信用金庫	○		○	○	-	-	
1391	松本信用金庫	○		○	○	-	-	
1392	上田信用金庫	○		○	○	-	-	
1393	諏訪信用金庫	○		○	○	-	-	
1394	飯田信用金庫	○		○	○	-	-	
1396	アルプス中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1401	富山信用金庫	○		○	○	-	-	
1402	高岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1404	新湊信用金庫	○		○	○	-	-	
1405	にいかわ信用金庫	○		○	○	-	-	
1406	氷見伏木信用金庫	○		○	○	-	-	
1412	砺波信用金庫	○		○	○	-	-	
1413	石動信用金庫	○		○	○	-	-	
1440	金沢信用金庫	○		○	○	-	-	
1442	のと共栄信用金庫	○		○	○	-	-	
1444	ほくさの信用金庫	○		○	○	-	-	
1448	興能信用金庫	○		○	○	-	-	
1470	福井信用金庫	○		○	○	-	-	
1471	敦賀信用金庫	○		○	○	-	-	
1473	小浜信用金庫	○		○	○	-	-	
1475	越前信用金庫	○		○	○	-	-	
1501	しずおか養老信用金庫	○		○	○	-	-	
1502	静岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1503	浜松豊田信用金庫	○		○	○	-	-	
1505	沼津信用金庫	○		○	○	-	-	
1506	三島信用金庫	○		○	○	-	-	
1507	富士宮信用金庫	○		○	○	-	-	
1513	島田掛川信用金庫	○		○	○	-	-	
1515	富士信用金庫	○		○	○	-	-	
1517	遠州信用金庫	○		○	○	-	-	
1530	岐阜信用金庫	○		○	○	-	-	
1531	大垣西濃信用金庫	○		○	○	-	-	
1532	高山信用金庫	○		○	○	-	-	
1533	東濃信用金庫	○		○	○	-	-	
1534	関信用金庫	○		○	○	-	-	
1538	八幡信用金庫	○		○	○	-	-	
1550	愛知信用金庫			○	○	-	-	

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ペイジー				口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)	
1551	豊橋信用金庫	○		○	○	-	-	
1552	岡崎信用金庫	○		○	○	-	-	
1553	いちい信用金庫	○		○	○	-	-	
1554	瀬戸信用金庫	○		○	○	-	-	
1555	半田信用金庫	○		○	○	-	-	
1556	知多信用金庫	○		○	○	-	-	
1557	豊川信用金庫	○		○	○	-	-	
1559	豊田信用金庫	○		○	○	-	-	
1560	碧海信用金庫	○		○	○	-	-	
1561	西尾信用金庫	○		○	○	-	-	
1562	蒲郡信用金庫	○		○	○	-	-	
1563	尾西信用金庫	○		○	○	-	-	
1565	中日信用金庫	○		○	○	-	-	
1566	東春信用金庫	○		○	○	-	-	
1580	津信用金庫			○	○	-	-	
1581	北伊勢上野信用金庫	○		○	○	-	-	
1583	桑名三重信用金庫	○		○	○	-	-	
1585	紀北信用金庫	○		○	○	-	-	
1602	滋賀中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1603	長浜信用金庫	○		○	○	-	-	
1604	湖東信用金庫	○		○	○	-	-	
1610	京都信用金庫	○		○	○	-	-	
1611	京都中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1620	京都北部信用金庫	○		○	○	-	-	
1630	大阪信用金庫			○	○	-	-	
1633	大阪厚生信用金庫			○	○	-	-	
1635	大阪シティ信用金庫	○		○	○	-	-	
1636	大阪商工信用金庫			○	○	-	-	
1643	永和信用金庫	○		○	○	-	-	
1645	北おおさか信用金庫	○		○	○	-	-	
1656	枚方信用金庫			○	○	-	-	
1666	奈良信用金庫	○		○	○	-	-	
1667	大和信用金庫	○		○	○	-	-	
1668	奈良中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1671	新宮信用金庫	○		○	○	-	-	
1674	きのくに信用金庫	○		○	○	-	-	
1680	神戸信用金庫	○		○	○	-	-	
1685	姫路信用金庫	○		○	○	-	-	
1686	播州信用金庫	○		○	○	-	-	
1687	兵庫信用金庫	○		○	○	-	-	
1688	尼崎信用金庫	○		○	○	-	-	
1689	日新信用金庫	○		○	○	-	-	
1691	淡路信用金庫	○		○	○	-	-	
1692	但馬信用金庫	○		○	○	-	-	
1694	西兵庫信用金庫	○		○	○	-	-	
1695	中兵庫信用金庫	○		○	○	-	-	
1696	但陽信用金庫	○		○	○	-	-	
1701	鳥取信用金庫	○		○	○	-	-	
1702	米子信用金庫	○		○	○	-	-	
1703	倉吉信用金庫	○		○	○	-	-	
1710	しまね信用金庫	○		○	○	-	-	
1711	日本海信用金庫	○		○	○	-	-	
1712	島根中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1732	おかやま信用金庫	○		○	○	-	-	
1734	水島信用金庫	○		○	○	-	-	
1735	津山信用金庫	○		○	○	-	-	
1738	玉島信用金庫	○		○	○	-	-	
1740	備北信用金庫	○		○	○	-	-	
1741	吉備信用金庫	○		○	○	-	-	
1743	備前日生信用金庫	○		○	○	-	-	
1750	広島信用金庫	○		○	○	-	-	
1752	呉信用金庫	○		○	○	-	-	
1756	しまなみ信用金庫	○		○	○	-	-	
1758	広島みどり信用金庫	○		○	○	-	-	
1780	萩山口信用金庫	○		○	○	-	-	

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ページ				口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)	
1781	西中国信用金庫	○		○	○	-	-	
1789	東山口信用金庫	○		○	○	-	-	
1801	徳島信用金庫	○		○	○	-	-	
1803	阿南信用金庫	○		○	○	-	-	
1830	高松信用金庫	○		○	○	-	-	
1833	観音寺信用金庫	○		○	○	-	-	
1860	愛媛信用金庫	○		○	○	-	-	
1862	宇和島信用金庫	○		○	○	-	-	
1864	東予信用金庫	○		-	-	-	-	
1866	川之江信用金庫	○		○	○	-	-	
1880	幡多信用金庫	○		○	○	-	-	
1881	高知信用金庫	○		-	-	-	-	
1901	福岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1903	福岡ひびき信用金庫	○		○	○	-	-	
1908	大牟田柳川信用金庫	○		○	○	-	-	
1909	筑後信用金庫	○		○	○	-	-	
1910	飯塚信用金庫	○		○	○	-	-	
1913	田川信用金庫	○		-	-	-	-	
1917	大川信用金庫	○		○	○	-	-	
1920	遠賀信用金庫	○		○	○	-	-	
1930	唐津信用金庫	○		○	○	-	-	
1931	佐賀信用金庫	○		○	○	-	-	
1932	伊万里信用金庫	○		○	○	-	-	
1933	九州ひびき信用金庫	○		○	○	-	-	
1942	たちばな信用金庫	○		○	○	-	-	
1951	熊本信用金庫	○		○	○	-	-	
1952	熊本第一信用金庫	○		○	○	-	-	
1954	熊本中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1955	天草信用金庫	○		○	○	-	-	
1960	大分信用金庫	○		○	○	-	-	
1962	大分みらい信用金庫	○		○	○	-	-	
1968	日田信用金庫	○		-	-	-	-	
1980	宮崎第一信用金庫	○		○	○	-	-	
1982	延岡信用金庫	○		○	○	-	-	
1985	高鍋信用金庫	○		○	○	-	-	
1990	鹿児島信用金庫	○		○	○	-	-	
1991	鹿児島相互信用金庫	○		○	○	-	-	
1993	奄美大島信用金庫	○		○	○	-	-	
1996	コザ信用金庫	○		○	○	-	-	
2011	北央信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2013	札幌中央信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2017	函館商工信用組合	○	○					○
2019	空知商工信用組合	○	○					○
2024	十勝信用組合	○	○					○
2025	釧路信用組合	○	○					○
2030	青森県信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2060	あすか信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2061	石巻商工信用組合	○	○					○
2062	古川信用組合			○	○	-	-	
2063	仙北信用組合			○	-	-	-	
2075	秋田県信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2083	北都信用組合	○	○					○
2084	山形中央信用組合	○	○					○
2085	山形第一信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2090	福島県商工信用組合			○	○	-	-	
2092	いわき信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2095	相双五城信用組合	○	○					○
2096	会津商工信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2101	茨城県信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2122	真岡信用組合			-	-	-	-	
2125	那須信用組合	○	○	-	-	-	-	○
2143	あかぎ信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2146	群馬県信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2149	ぐんまみらい信用組合	○	○	○	○	-	-	○
2167	埼玉信用組合	○	○	○	○			○

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ページ					口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)		
2180	房総信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2184	銚子商工信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2202	全東栄信用組合	○	○	-	○	-	-	○	
2231	青和信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2235	中ノ郷信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2241	共立信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2243	七島信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2248	大東京信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2318	相愛信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2351	新潟縣信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2356	興栄信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2357	はばたき信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2360	協栄信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2361	三條信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2362	巻信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2363	新潟大栄信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2365	塩沢信用組合	○	○	-	○	-	-	○	
2366	糸魚川信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2377	山梨県民信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2378	都留信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2390	長野県信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2404	富山県信用組合	○	○	-	-	-	-	○	
2448	豊橋商工信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2451	愛知県中央信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2470	岐阜商工信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2476	飛騨信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2481	益田信用組合	○	○	○	○	-	-	○	
2505	滋賀県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2526	京滋信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2540	大同信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2541	成協信用組合	○	○	-	○	-	-	○	
2549	のそみ信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2567	近畿産業信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2605	兵庫県医療信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2606	兵庫県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2616	淡陽信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2661	島根益田信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2674	空岡信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2680	広島市信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2681	広島県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2684	信用組合広島商銀	○	○	○	-	-	-	○	
2690	両備信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2696	備後信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2703	山口県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2721	香川県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2773	福岡県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2803	佐賀県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2845	熊本県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2870	大分県信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2890	鹿児島興業信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2895	奄美信用組合	○	○	○	-	-	-	○	
2951	北海道労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2954	東北労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2963	中央労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2965	新潟県労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2966	長野県労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2968	静岡県労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2970	北陸労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2972	東海労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2978	近畿労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2984	中国労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2987	四国労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2990	九州労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
2997	沖縄県労働金庫	○	○	○	-	-	-	○	
9900	ゆうちょ銀行			○	○	○	○		

ページ								
金融機関コード	金融機関名	証紙販売	証紙と退職金ポイントの交換	インターネットバンキング(個人)	インターネットバンキング(法人)	ATM(カード)	ATM(現金)	口座振替
計	451	420	90	367	367	13	13	90

(注1) 空欄は調整中

(注2) 振り込め詐欺対策等の一環として、ATMに現金での1回の払込み限度額は10万円となっています。10万円を超える払込みが必要な場合は、専用サイト上で複数に分割して払込み登録の必要があります。また、カード払込みについては、それぞれの金融機関で対応が異なるため、金融機関に直接お問い合わせすることを願います。

(A銀行の例：利用上限額50万円。1000万円まで利用上限額の引上げが可能
B銀行の例：カードの種類により、上限額100万円又は200万円。手続きにより900万円まで引上げが可能)

(注3) ペイジーについて、ゆうちょ銀行の規定により、令和4年1月17日(月)からゆうちょ銀行のATMにおいて現金で払込む場合、1件当たり110円を払込人(共済契約者)が負担することになります。その他の金融機関や、ゆうちょ銀行のインターネットバンキング・ATM(カード)で払込む場合、手数料はかかりません。

都道府県別掛金収納状況(退職金ポイントから掛金充当分)

令和3年度11月末日現在
総括
(単位:日分)

都道府県名	2020年度計	2021年04月	2021年10月	2021年11月	当年度計	累計	
						掛金拠出共済契約者数	掛金充当日数
北海道		336	7,890	6,618	43,284	23	43,284
青森県			689	976	2,714	7	2,714
岩手県			777	2,754	5,302	11	5,302
宮城県			782	444	1,482	6	1,482
秋田県			471	106	874	3	874
山形県	169	64	827	1,762	4,700	10	4,869
福島県	15	10	2,273	4,349	9,124	16	9,139
茨城県			378	4,594	5,972	9	5,972
栃木県			289	509	1,391	6	1,391
群馬県			621	1,842	3,201	19	3,201
埼玉県			1,178	3,829	6,308	15	6,308
千葉県			5,761	7,434	15,465	41	15,465
東京都	47	33	4,098	4,480	12,489	28	12,536
神奈川県			1,446	4,228	10,887	15	10,887
新潟県			2,380	8,418	19,204	29	19,204
富山県			44	66	203	4	203
石川県			1,236	1,044	2,280	7	2,280
福井県			3,578	6,200	9,778	9	9,778
山梨県		25	1,629	1,698	8,622	2	8,622
長野県			1,299	2,081	7,237	14	7,237
岐阜県	25	58	195	1,796	3,424	10	3,449
静岡県	256	7	2,592	4,243	11,836	15	12,092
愛知県			2,034	1,865	7,131	13	7,131
三重県	193		436	1,618	2,154	4	2,347
滋賀県		8	239	197	1,102	4	1,102
京都府			557	2,121	3,367	8	3,367
大阪府			1,513	426	2,665	5	2,665
兵庫県			1,326	1,854	6,521	12	6,521
奈良県			653	384	1,163	1	1,163
和歌山県			222	561	1,230	3	1,230
鳥取県			90	234	573	3	573
島根県		20	165	704	1,304	7	1,304
岡山県			1,814	4,190	15,033	23	15,033
広島県			1,004	1,644	6,536	7	6,536
山口県		38	4,313	6,867	14,436	31	14,436
徳島県				181	181	1	181
香川県			18	789	826	3	826
愛媛県				28	28	1	28
高知県	958		584	980	4,783	6	5,741
福岡県			183	1,864	4,057	9	4,057
佐賀県			758	1,773	3,057	11	3,057
長崎県		419	1,384	7,860	11,057	29	11,057
熊本県			164	1,382	1,681	5	1,681
大分県			1,260	1,105	4,444	3	4,444
宮崎県			103	614	822	2	822
鹿児島県		48	1,428	1,626	4,901	10	4,901
沖縄県			1,987	3,964	6,367	17	6,367
中小計	1,663	1,066	62,668	114,302	291,196	517	292,859
大手	8,276	2,738	6,391	8,390	37,538	24	45,814
合計	9,939	3,804	69,059	122,692	328,734	541	338,673

都道府県別電子申請利用契約者数

コード	都道府県名	累計	(単位:件)
51	北海道	336	
52	青森県	61	
53	岩手県	77	
54	宮城県	133	
55	秋田県	54	
56	山形県	88	
57	福島県	138	
58	茨城県	134	
59	栃木県	71	
60	群馬県	83	
61	埼玉県	183	
62	千葉県	269	
63	東京都	330	
64	神奈川県	167	
65	新潟県	219	
66	富山県	66	
67	石川県	86	
68	福井県	59	
69	山梨県	36	
70	長野県	98	
71	岐阜県	104	
72	静岡県	187	
73	愛知県	161	
74	三重県	82	
75	滋賀県	50	
76	京都府	70	
77	大阪府	188	
78	兵庫県	104	
79	奈良県	51	
80	和歌山県	35	
81	鳥取県	35	
82	島根県	69	
83	岡山県	164	
84	広島県	106	
85	山口県	188	
86	徳島県	20	
87	香川県	30	
88	愛媛県	46	
89	高知県	37	
90	福岡県	136	
91	佐賀県	54	
92	長崎県	137	
93	熊本県	126	
94	大分県	37	
95	宮崎県	79	
96	鹿児島県	87	
97	沖縄県	240	
合計		5,311	

(注) 都道府県は、共済契約者の本社所在地で集計 当月733件

(参考)

退職金ポイント	区分	購入共済契約者数	購入金額(円)	証紙交換共済契約者数	交換金額(円)
	中小	474	38,124,340	52	56,875,120
大手	21	121,923,430	11	25,356,730	
計	495	160,047,770	63	82,231,850	

電子申請利用 共済契約者 (掛金拠出者)	区分	ログイン済み	工事登録済	就労実績報告実施済
	中小	1924	276	276
大手	84	32	24	
計	2008	308	300	

就労実績報告実施 共済契約者(雇用主)	区分	就労実績報告 実施済	うち電子申請申 込済契約者	就労実績報告 回数
	中小	1609	(415)	4352
大手	4	(4)	15	
計	1613	(419)	4367	